

第二十二回国 参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和三十年六月二日(木曜日)午前十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君

理事 秋山俊一郎君
白波瀬米吉君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
田中 啓一君
長谷山行毅君
奥 むめお君
溝口 三郎君
森 八三三君
亀田 得治君
清澤 俊英君
三橋八次郎君
森崎 隆君
東 隆君
菊田 七平君

政府委員

農林省畜産局長 原田 伝君
農林省蚕糸局長 塩見友之助君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 林 達磨君
会専門員
常任委員
会専門員

説明員

最高裁判所長官 関根 小郷君
代理者(事務総局長) 立川 宗保君
農林省農地 局管理部長 大戸 元長君
農林省蚕糸 局糸政課長 養老 絢雄君

参考人

警視庁防犯部長 養老 絢雄君

本日の会議に付した案件
○参考人の口頭に関する件
○農林水産政策に関する調査の件
○福島県鏡石村における農地問題に関する件

○競馬法の一部改正に関する件
○蕪糸価格安売法の一部を改正する法律案(内閣送付 予備審査)

○委員長(江田三郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。本日の日程に競馬法の一部改正に関する件がございますが、この問題につきまして、警視庁の防犯部長養老絢雄君から本日参考意見を聴取したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めてさよう決定いたします。

○委員長(江田三郎君) それでは前回に引き続きまして、福島県岩瀬郡鏡石村における小作地返還問題に関する件を議題にいたします。

最高裁判所の民事局長兼行政局長の御出席を得ましたので、直ちに御質疑を願います。

○亀田得治君 農地の仮処分に関する一般的な取扱い方について若干お尋ねしたいと思っております。まず最初に、おそらく資料を準備して来られたと思うのですが、農地に関する仮処分の事件を処理する際に、口頭弁論または審尋を必ず開いてやっておられるのかどうか、その点どうなっておりますか、一つお伺いしたい。

○説明員(関根小郷君) ただいま亀田委員からお話の点であります。実は仮処分事件は、御承知のように通常の訴訟手続でやります普通の裁判手続を待っておりますと間に合わないために、権利者を保護するために一応普通の手続よりも簡略化された手続でやっておりますが、この仮処分手続の問題につきましては、特に農地だけに關する統計はとっておりません。あるいは借地の問題なり、借家の問題なり、さらに農地の問題一切を含めました統計をとっておりますので、それを申し上げたいと思っております。この一年間を通じて、こういった仮処分事件が大体全国の地方裁判所を通じて約一万五千件ございます。それでこのうち不動産の事件が大体一万件ございまして、これらの仮処分事件に關します手続の段階に入りますと、この仮処分手続につきましては二つやり方がございまして、一つは、ただいま御指摘の口頭弁論を経る場合、それからもう一つ

は、口頭弁論を経ませんで、いわゆる公開の法廷ではございませんで、そこでやります決定手続、この二つの手続に分れるわけでありまして、それで今お尋ねの口頭弁論手続はどのくらいの割合でなされておるかということをお申し上げますと、全体の数から申しますと非常に少ないのでありまして、約一年間にございまして一万五千件の事件のうち三百件内外しかやっております。それから、さらにお尋ねの口頭弁論手続をいたしません、いわゆる公開の法廷ではない一般の傍聴人に聞かえないところでやっております決定手続、このうちでさらに審尋手続をやる場合と、そうでなくて書面審理でやる場合とがございまして、この審尋手続と申しますのは、申請人に来てもらって口で聞く手続であります。この審尋のいう件は、これは大体六百件内外でございます。しかしこの審尋手続を正式にやりませんが、当事者に来てもらいまして、口で説明を聞くというのを實際上やっておりますが、これは大体の事件でおおむねやっておりますのではないかと、こういうふうにご考慮されるわけでございます。

○亀田得治君 この不動産の仮処分が約一万件ということですが、このうち農地に関するものはおおよそですが、どの程度になっておるとお考えでしょうか。

○説明員(関根小郷君) 実は先ほど申し上げましたように、農地に関するものは、口頭弁論並びに審尋をする数は三百と六百とおののわかりましたが、そのあとの分は審尋ではないが、双方の当事者に来てもらって事情を聞くのが、ほとんどやられておるといふ意味ですか。これは双方の当事者ですか、申請人だけですか、どういふ意味ですか。

○説明員(関根小郷君) ただいまの質問、私の説明が足りなかつたかと思ひますが、申請人側の口頭説明が多いと思ひます。

○亀田得治君 で、申請人側の口頭説明は三百と六百の残りについてはほとんど行われておる、こういうふうには解釈していいですか。

○説明員(関根小郷君) 実はこの仮処分の申請をしますには、亀田委員御承知だと思いますが、弁護士さんが大体書類を持って裁判所に参りまして、判事に会いまして、そして保証金というのを積むのが普通であります。そういったいろいろな手続がございまして、必ず書面を持って当事者が来るわけでありまして、ですから、その際口頭で聞くということは実情ということになるわけでございます。

○亀田得治君 まあ、それは申請書と大して違はないわけですから、大して

重要なことにならんかもしれません、
そこで私の明らかにしたい重点は、農
地に関する紛争事件なんです。地主と
小作の間で農地返還という問題を中
心にして争われておる事件ですね、こ
ういう事件は絶対に口頭弁論なり、審
尋を当然開くようにすべきじゃないか
と考えておるんです。たとえば社会的
に非常に重要だということで、労働
争議等においては今日これはもうほと
んど慣習になっておると言っている
らいたと私も思うのです。単に申請者
の一方的なものだけで仮処分決定を
すると、こういうふうなことは私は
ほとんど聞きません。やはり私は、戦前
ほどではないわけですが、地主、小作
の關係における事件というものは、当
事者にとっては、これは非常に深刻な
問題なんです。そういう意味で、こ
れはやはり生活の根柢に響く問題なん
ですから、弁論あるいは少くとも審尋
は必ず開くこと、こういうふうな指導
するのが当然ではないかと思ひます
が、どういふふうにお考えでしょう
か。

○説明員(關根小郷君) 今、亀田委員
のお問の点ですが、これはもうす
でに十分御承知だと思ひますが、仮処分
の手續もやはり裁判所が独立の立場で
やっております關係から、まあ最高裁
判所からこういう方法をとれとか、
こういった行き方は悪いとかいう指導
はできないわけでございます。これはや
はり仮処分といえども裁判の手續とい
うことになりましますと、どうしてもそ
ういふことを言うこと自体、むしろ司
法の独立に反することになる、しかし
ながら、全体の、日本全国の地方裁判
所のやり方がまちまちというふうな場

合には、少くとも妥当じゃないとい
うこと、裁判官の会同を、会同と申
しますと、會議ですね、これを年に数
回催しまして、こういうところまで各裁
判所のまぢまぢなところは是正する
お互いに反省し合おうじゃないかと
いうことでやっております。で、今お
話の農地の小作人対地主の問題、こ
ういふ問題が相当重大な問題である。少
くとも当事者の立場から考えれば、
非常にそう軽々しく扱ふべき問題じゃ
ないといふことは、これはどなたも申
せることと思ひますが、しかし具体的
な事件になりますと、先ほど申し上げ
ましたように、何分にも非常に急ぐ
手續であるといふこと、ほうほうと
急ぐといふこと、権利者の方の保護が
全うされるということが非常に危くな
る場合、全うされないおそれがあるとい
う場合、全うされるわけでございます、も
し仮処分の申請者側で出しております
の疎明ですが、この疎明である程度
もつとだと思はれる場合には、債務
者側を呼ばずに行つて普通でござい
ます。債務者側を呼びますと、その間
にまた妨害手段が非常になされる、債
務者側の権利の保全が完全に行かなく
なるといふこと、時間的に間に合わ
なくなるといふこと、時間的に間に合
わなくなるといふこと、口頭
弁論でやります事件が少くなる、そ
ういふところから出て参ると思ひま
す。地主と小作人の間で、なるほど
確かに小作人の地位あるいは地主の立
場といふものを相当考えなくちゃなら
ない事件でありましようが、法律的に
見ますと、非常に地主側にはつきり
している疎明がある場合には、これは
農地の事件といえども口頭弁論を開か

ないといふことになるわけございま
す。
○亀田得治君 私の伺ひたいの
は、具体的な事件について、最高裁が
下級裁判所に指示するといふことはも
ちろん法律上許されません。ただこの
仮処分一般の取扱い方について、国民
の迷惑にならないように、国民の迷惑
にならないように、国民の迷惑
は、やはり司法権の威信をほんとうの
意味で確立することだと思ひます。そ
ういふ立場で、この取扱い等について
一般的な考え方といふものを明らかに
して行くといふことは、私は必要な
ことではないかと思ひます。で、この農地
の問題については、民事局長は少しく軽
くお考えになつておられるようですが、こ
れは後ほど少し私私的に、しかしらば
こういふ場合かどうかといふことで論
議をしてみたいと思ひますが、まあそ
れはあとのことにして、具体的なこと
じゃなしに、端的に私はやはり何らか
の指示といふものがなされていくの
じゃないか、手續だけなんですすから
ね、手續とまあ実体といふものは相関
連はしているものなんです、安全な
手續といふ立場から少しぐらゐの指示
といふものがあつていいのじゃない
か、裁判官の合同の會議といふものが
持たれると言ひますが、それはやはり
ある種の指示に相なるものかと思ひ
ますね、だからそれは指示にかかわるの
で、そこでやつておられるのか、何も
であれば、それでいいのかもしれませんが、
仮処分の実情が、はなはだしく債務者
に迷惑がかかることがあつたといふこと
が明確になつてくれば、これはやはり
われわれとしては必ず特定の事件に

ついては弁論なり、審尋は開かなけれ
ばならない、法律改正までしなけれ
ばならない、こういうふうなところで一々
やらなくても、安全なことをやること
には、これはこしたことはないのです
から、そういうわけでは指示という
ことを聞いたわけなんです、これは
どうなんですか。そういう手續的
なことについても最高裁といふものは
全然指示しないのだ、こういうふう
に解釈していいのでしょうか。
○説明員(關根小郷君) 今お尋ねの件
は非常にむずかしい問題でございますし
て、手續の問題だから少しの指示はい
いのじゃないかといふお話でございます
すけれども、訴訟手續は御承知のよう
に法律でもきまつておられて、法律で
裁判官がある程度の裁量を許されてい
る限界になります、これは裁判官の
裁量の範囲内でやれるわけございま
す。その裁量の中でできると法律でき
まつておりますことを、最高裁判所の
主要行政の立場から、それをしぼると
いふことはこれはいかにが、思ひま
す。それでありますから、先ほど
私が申し上げましたように、会同その
他で考えることは、お互いに反省し合
うことがあれば反省し合おうじゃない
かといふ程度の意味でございます。で
ありますから、いやしくも訴訟手續に
関することについては、最高裁判所か
ら通達などは出しておらないわけで
ございます。それから先ほど申された中
で、私の方で特に農地事件を軽んじて
いるような疑いがあるとおっしゃいま
したが、私はそういうことは絶対にな
りません。具体的な事件で非常にシリアスな
問題もありましようし、あるいは簡単に

に扱つていい問題もあるんじゃないか
といふことを申し上げたに過ぎないの
であります。
○亀田得治君 それでは私一、二具体
的な問題を申し上げて一つ意見を伺
たいと思ひます。
それは今年の五月二十三日、福島地
方裁判所の白河支部で農地に関する仮
処分決定が出ておる事件です。これは
申立人は門谷義春、被申立人、つまり
小作人は常松辰雄、これは弁論はもち
ろん、審尋もしないで全く小作人に
つては寝耳に水といったような感じ
で仮処分決定が出ておる。そうして立
ち入り禁止を言い渡された問題なん
です。ところがこれはケースとしてはな
かなかいろんな問題点を含んでおる事
件なんです。で、御承知のように、地
主が農地を小作人から返還させるには
前提として地方長官の許可を得ない
べならない、こういうこと、農地法
の二十条はなつておりました。そこで申
立人はこの知事の許可を得たといふこ
とだけを疎明して、そうしてこの返還
請求をしておるのです。その申立申請
書の内容には、たとえば昭和二十八年
の小作料滞納があつたかとか、なかつ
たとか、そういうふうなことがちよつ
と入つておるようですが、これは全然
問題にならないことなんです。農業委
員会を通じて正規に小作料を納めて領
収書もちゃんとあるやつですから、そ
れは問題にならない。問題になるのは
二十条の許可を得たといふことだけで
この申請をやつておるわけなんです。
こういう事案です。ところが、これは
それでばんと仮処分決定が出たので
すが、これは誰が考えたって農地法の中
にはまず問題点が三つあると思ひので

すが、まず第一には、農地法には訴願という制度が許されている。だから知事の判があつたつて、一体訴願がどうなっているか、これは判事として当然考へるべきことではないか。それから許可そのものが果して正当な許可かどうか、これもやはりこちらからいへば問題があるわけなんです。許可が正当だとしても訴願という問題、先ほど申し上げたこの問題がある。それから最も重要なことは、本件について五月十八日に福島県の農地部からは、前には知事の判を押したものを出したけれども、少くとも今年一年は小作人に作らすべきものなんだという指令書が五月十八日に出てるわけなんです、公文書ですよ。だから私は、もし判事がほんとうに農地法というものを検討しておれば、これは法規上は当然こういう点はどうなっているかと聞かれてしやるべきものなんだ。申請人は今私が申し上げたような三つの大きな点は伏せて出してやるわけなんです。だからこういう問題がやはり審尋なり、弁論を開かないから起きてくる。小作人としてはこれは非常に重大な問題です。金持ち同士が一年間幾らか自分の財産が影響されてもいい、こういう問題じゃない。たんぼに入れないわけです、この植付期を前にして……私は農地というものは、これは地主の方からすれば取り上げが一年間遅れたつて何も農地というものはほかに逃げて行くわけじゃないので、ほんとうに取り上げることができるものが取り上げできなかったというところなら、法律上は損害賠償の方法がある、しかしながら、取られる方から行けば、これは生活の基礎がくずれてしまふわけでしょう。で、そ

ういふものについては、これは少くとも審尋の程度はやつてくれれば、今申し上げたようなことが必ずそこに裁判所に提出されるわけなんです。で、小作人があとから裁判所につけて、これは一体どうしたのか、自分の方は県庁からこういう判を押したものをもらつておられますと示すが、もう判を押した以上は裁判所としては仕方がないでしょう。一定のめんどうくさい手続をとらなきゃこの問題というものは解決つかない。だから私はどういふ場合だつてそうだと思うのです。これだけじゃないですよ、これは……。だから何も一回だけ耕作者を呼んで聞いて、地主が権利の保護に非常に差しつかえる。そんなことは私は全然考へられない。あなたは先ほどちょっと急いでやらないと債権者の権利の保護に云々と言われたから、私は農地に関してはそれは違ふのだという立場からちょっと批判したわけなんです。それは一般の不動産以外の債権等で、ほうつておけば隠されるとかといったような種類のものは、これは違ふわけなんです。しかも地主、小作人の問題は必ずいろいろの問題がからんできておるに違ひないのです。だからそういうたゞいま一例をこれに申し上げたわけなんです。これなんかを見ても、農地に関するものはやはり審尋くらいの程度はやる。相手方の言い分だけは一応聞いてやる、そして決定をしたつて少しも遅くない、こう考へるのです。まだまだほかにこういう例はありますよ。具体的な例をたくさん出すと、おそらく民事局長はとも具体的なもの批判はしたくないというお答えになるだろうと思つてあまり言

わないのですが、これは全くもう被申請人の立場からしたらかわいそうなことなんです。そうしてしかもこの小作人が裁判所につけていけると、書記はこういうことを言つていられるので、仮処分というものは一方の方で申請してきて保証金さえ積めばできるのだ。あなたの方も何かそれに対して反対の理由があるなら、また何か持つていらつしやい、どうしてまた保証金を積めばそれで解けるのですかと、こういうあいさつでしょう。これでは法の威信なんというものはありませんよ。これは仮処分制度はなるほど双方からそういうふうな利用できるようになつておられますが、やはり労働問題なり、農地問題なんというものは、もう少し慎重な考へ方が私はいらるだらうと思つて。だからこういうものにもう指示の権限も何もないと、こういうことなら、あとはこれはやはり立法上の問題になつてくると思つて。こういう点、まあ一つ事例を申し上げたわけですが、どういふふうにお考へでしょう。

○説明員(関根小郷君) 今の亀田委員からお話ございましたように、具体的事件は私の方で回避するようになるのじゃないかというお話しでありました。その通り具体的な事件につきましても、やはり訴訟になりますとわかれおの立場からとやかく言えない。ただ、今申された事例を機縁として、それならば立法措置を講ずべきこととなるじゃないか、これは確かにお考への通りですけれども、非常に仮処分事件というものが特に戦後利用される割合が多くなりまして、御承知のよ

うに労働争議等におきましても、非常に大きな事件が仮処分で事実上解決するやうな事件が多い。それから農地の問題におきましても、これは戦前もございまして、かなり仮処分で實際上の解決をしようとするやうなことがあるんで、そういうことではやはり仮処分というものの手続が、余りに裁判官のほうに酌量する、酌量権限と申しますか、裁定権限と申しますか、大幅にいろいろなことができるといふやうな規定では困る、もう少しこまかいことなれば、必ず口頭弁論を聞けというやうなふうな規定を設けたらどうか、これはもう従来から申されておる問題であります。しかし非常にいろいろな種類の事件が出て参ります関係から、立法ができれば一番われわれとしてもありがたいことなんですけれども、これはかなり困難なことじゃないかと思つて。でありますから、今申されたように、いろいろ両方の立場を考へるべきだといふ事件のうちで、特に社会問題あるいは経済問題なんかを惹起するやうな問題につきましても、裁判所としてもなるべく口頭弁論を聞くか、あるいは審尋手続をやるという方向に持つて行くべきことは、これは特に指示しなくても当然のことじゃないかと思つております。ただ具体的な事例になりますと、今お話がございました具体的な事件というわけじゃない、たとえて申し上げますと、農地の引き上げの問題につきましても、一応地方長官の許可処分が出ておるものと、その許可処分というものは、直ちに何らの手続を持たないで無効なんだ、法律上効力がないんだとは、普通の見方からいつても、そうはいえない

のじゃないか、そういったしますと、許可処分に対して何らかの訴願なり、あるいは行政訴訟を起しまして、それを効力なからしめてしまふといふところまで行けば別でありませぬけれども、その許可処分が効力があるうちは、やはりそれを一々有効と認めざるを得ない、そういったことから、あるいはこの一方的な疎明だけで手続を進めるということがあるのじゃないかと思つて。これは私想像であります。そういうことも考へられるんじゃないかと思つたことでも考へられるんじゃないかと思つて。○亀田得治君 それははなはだ民事局長ともあるう人の答弁じゃないですよ。許可がありまして……、許可がありましたのは今年の二月の十四日であるわけなんです。民法の六百七十七条一年間はどうしてもこちらが作れるわけなんです、それまでの行政指導が全部有効だと仮定してしまつても、そういう立場に立つて福島県庁が念のため行政指導をやつておる事件なんです。しかしそれは行政指導がなくて、判事ぐらいであれば、これは法律上当然わかるべきことなんです。それで、許可処分があつたつて、それから一年たつたわけならぬ、これは農地法二十条と民法六百七十七条の問題なんです。だからそういうことは、それはなるほど私も判事が農地法から労働法から全部が一々わかつておるものとは思いません。思ふのが、それだけに労働問題なり、農地問題なりといふものは、法規も複雑だし、それからやはり社会関係も複雑なんだから、だから弁論なり審尋という方法をとれば、これは相手方は出て来て、あるい

は専門家もつけてわれわれの立場というものを裁判所で出すわけですから、こういう重大な間違えというものは起りつけないわけなんです。こういうことが起るといふのは、ポンポン判を押しておるからです。これは私どもの組織の中に入つて来た事案だから、こういうふうな掘り返されて来ているが、おそろくわれわれの手の届かぬところにある事案で、泣き寝入りで、ポンポン判を押されて、そのままになっておるのが相当あるんじゃないか、こういうことなら……あなた自身がそう簡単に事をおっしゃるようでしたら、どうなんですか、そういう知事の判だけ今農地問題について仮処分をやられたら大変ですよ、知事の判は単なる一つの要件ですよ。

○説明員(関根小郷君) 亀田委員の今のお話の次第は、地方長官の許可といたつた場合に、いろいろな場合があるわけで、これは御承知の通りと思えます。今お話のように許可を受けてから解約をするという場合と、それから御承知のように合意解約をまずやる。そうしてそれについて許可を受けるということも考えられるかと思うのであります。でありますから、私の先ほど申し上げましたのは、これはお互いにこの土地は地主に返す、地主が引き取るという約束ができ上つて、地方長官の許可を受けるといふような場合には、その合意書と、それから知事の許可処分の写真でも出せば、そうすれば一応は裁判所の方では、これは適法にこういつた解約があつたのだという推定をする場合があるのではないかと、これを申し上げたのであります。でありますから、今民法の条文をお引き出しになりましたが、そういう場合を私は

申し上げているわけじゃなかったの、具体的な事件は、私は存じませんが、具体的な事件を中心にお話になると、あるいは私のお答えがまた出てくるかもしれません。

○亀田得治君 これは当事者間で合意ができておらない事件なんです。合意がないにも関わらず、地方長官が一方的に判を押したというところから、実はこの問題が起きているということに……、事案はそういうことなんです。合意の解約になっておらない事案なんです。だからこんなものは、判事が少し慎重にかまえておやりになれば、たとえ私がその際判事であれば、相手方を呼ばぬだつて法規の上から見たら、こんなものが出ておかしんじゃないか、そうなるべきことなんです。それをポンと判を押してある、これははなはだふに落ちないので、よ。だからあなた自身が今そんなことはなからうというふうにお考えになつておるくらいに、ふに落ちない。それからもう一つ、いろいろな法律が出た、その際に最高裁としては、特殊な法律について裁判上必要な問題点等については、これは裁判官の方にずっと資料等をお出しになつておると思うのですが、その点どうでしょうか。

○説明員(関根小郷君) 裁判官がいろいろな法律を知つてなければならぬことは御承知の通りであります。それで特にこの裁判上出てくる法律が非常に多いものについては、国会で論議された質疑応答とか、それから立案の趣場等をパンフレットにいたしまして、裁判官に配つておりますが、これは一応は参考資料という意味であります。

○亀田得治君 そこでこの農地法で裁判上重要な個所というものは、民事局長

どの点を重要だとお考えですか。そしてその点について福島地裁初め全国の裁判所に農地法に関する裁判官として注意すべき点を、そういうパンフレットにしてお出しになったことがありませんか。

○説明員(関根小郷君) 農地の関係におきましては、おそろく農地法の問題だと思つておられます。これは特に解説書は配つておりましたが、おそろくあのときは、法律を、改正法をまとめまして、従前の特に農地の関係は、ときどき改訂なり改正がございまして、でありますので、裁判官が法律を適用いたしますときには、現在の農地法ではなくて、問題の起きた当時の法律が相当問題になるのでありますので、従前の条文から変つてきたところをずっと関係条文にまとめまして、そういうものを配つておられます。

○亀田得治君 その変るたびに改訂したところを出しておる、農地法も改正法案だから、そういう形をとつて出しておるといふことですか。それではその変る前の元の農地調整法並びに自作農創設特別措置法です、この時代のものについて裁判官として特に注意しておるべき点をお出しになつたことがありませんか。

○説明員(関根小郷君) この農地法に關する限りは、そういういた解釈的なものは出しておりません。要するに、条文だけにどめておられます。これは特に農地法を軽く見ているわけではございません、労働関係にいたしまして、それからそのほかのいろいろ各各種の法規が出て参りますが、それに就いて一々全部註釈書を出すというようなことはとうてい予算上もできませんし、事実上できないのであります。

やつておりますのは、しよつちゅう使います訴訟手続関係というふうなものについてはやつておりますけれども、それ以外やりましたら限りがない、そういう意味で、法律の改正条文はなるべく手元に早く知らせるという意味で送つておりますが、それ以上はやつておりません。

○亀田得治君 そういう状態だから、農地問題を私は軽く見ているのではないかと、こう想像するのだし、やはりそういうことが下級の裁判所に私は影響しておると思うのです、われわれ実際に接触して……、しからば私改めて、こういう農地法について問題点を明確にして一つ注意をしてほしいと思ふ点もありませんのでお聞きしますが、それじゃ民事局長自身は、この農地法のどこが実際の裁判官としてはぜひ心得ておらなければならぬ点だといふふうにお考えでしょうか。

○説明員(関根小郷君) それはちよつとむずかしい問題でございまして、農地法全部を研究しなければ申し上げられないかと思つておられます。ただ具体的には申し上げます、農地の問題で裁判所に出る参りますのは、新しい憲法後は、御承知のように農地買取の問題で相当問題になりました。農地買取問題がひとまず今事件が少なくなつて参りましたが、それからその次には今問題にされておられます引き上げの問題ですね。これなどはかなり大きな問題として出て来るかと思つておられます。結局姿となつて出て参りますのは、農地の返還の問題と、さらにもう一つは、御承知のように地方長官の処分に対する不服の行政訴訟の面ではかなり農地の

問題が出ておられます。先ほどパンフレットのようなものは配つてないかというお話で、申し上げなかつたのですが、私申し上げるのが遅れて恐縮なんです、実は戦前から小作問題については、かなり前でありましたが、小作調停法ができましたその当時から、特に農林省と協議いたしまして、小作官と地方の裁判官との合同協議会を開いておられます。そういう席上で、裁判官の方といたしまして、農地の現在の実情を明らかに教えていただく、それから小作官の方のお立場になると、法律問題を聞くということ、かなり有効にその公議が続けられているわけでありまして、それでこの協議は従前は小作調停協議会と申しましたが、その後農事調停ということになりました。現在も統一しております。そういう席上各地の小作官と、それから裁判官と農地関係の実情につきまして、相当論議をした上で、そうして実情については裁判官の方でかなり研究する機会を与えられておるわけでございます。

○亀田得治君 農地に関する民事事件、行政事件は別として、民事事件としてはそんなに問題点はたくさんあるわけではないのでしょうか。今、民事局長みずから言われた点だけなんです、ね。農地法の二十条とそれに関連する訴訟の規定と、そうしてさらに第三条、これはまあ釈法のようなこととになるかもしれないが、三条の所有権移転に関する地方長官の許可と、こういうことだけなんです。しかしこれは効力規定なんです、重要な問題なんです。だからこのくらいのこととはすべての裁判官がきつちり全部知つておるといふくらいに周知徹底さ

問題が出ておられます。先ほどパンフレットのようなものは配つてないかというお話で、申し上げなかつたのですが、私申し上げるのが遅れて恐縮なんです、実は戦前から小作問題については、かなり前でありましたが、小作調停法ができましたその当時から、特に農林省と協議いたしまして、小作官と地方の裁判官との合同協議会を開いておられます。そういう席上で、裁判官の方といたしまして、農地の現在の実情を明らかに教えていただく、それから小作官の方のお立場になると、法律問題を聞くということ、かなり有効にその公議が続けられているわけでありまして、それでこの協議は従前は小作調停協議会と申しましたが、その後農事調停ということになりました。現在も統一しております。そういう席上各地の小作官と、それから裁判官と農地関係の実情につきまして、相当論議をした上で、そうして実情については裁判官の方でかなり研究する機会を与えられておるわけでございます。

○亀田得治君 農地に関する民事事件、行政事件は別として、民事事件としてはそんなに問題点はたくさんあるわけではないのでしょうか。今、民事局長みずから言われた点だけなんです、ね。農地法の二十条とそれに関連する訴訟の規定と、そうしてさらに第三条、これはまあ釈法のようなこととになるかもしれないが、三条の所有権移転に関する地方長官の許可と、こういうことだけなんです。しかしこれは効力規定なんです、重要な問題なんです。だからこのくらいのこととはすべての裁判官がきつちり全部知つておるといふくらいに周知徹底さ

問題が出ておられます。先ほどパンフレットのようなものは配つてないかというお話で、申し上げなかつたのですが、私申し上げるのが遅れて恐縮なんです、実は戦前から小作問題については、かなり前でありましたが、小作調停法ができましたその当時から、特に農林省と協議いたしまして、小作官と地方の裁判官との合同協議会を開いておられます。そういう席上で、裁判官の方といたしまして、農地の現在の実情を明らかに教えていただく、それから小作官の方のお立場になると、法律問題を聞くということ、かなり有効にその公議が続けられているわけでありまして、それでこの協議は従前は小作調停協議会と申しましたが、その後農事調停ということになりました。現在も統一しております。そういう席上各地の小作官と、それから裁判官と農地関係の実情につきまして、相当論議をした上で、そうして実情については裁判官の方でかなり研究する機会を与えられておるわけでございます。

しておいてもらいませんと、これは大へんなことになりませよ。それができずにおらぬからこういふ福島県のような事件が起る。それから昨年のごとくが、おそらく民事局長にそういう下級審のぶざまなことは耳に入らんでしょから、私参考で申し上げておきますが、大阪の布施簡易裁判所、昭和二十九年(即)第六号という事件です。これは二十九年の六月十八日に仮処分決定をしておる。申立人は角田、被申立人は芝野、この二人ですね。これなんか、全くこれは裁判の威信を傷つけるものはなほだしいのですよ。なぜかといひますと、この事件は二人の間で売買があったというのです。実際は、角田と芝野は教会に關係しておる人で、芝野はちやうどそれに信心して入れ込んでおったのです。そういう關係で妙な格好で売買の形で所有権がとられようとして、そうしてそのことが信仰がさめて問題になってきたわけなんです。そういう事件なんです。ところが、この角田がおればこれは所有者なんだというので布施の裁判所に仮処分申請をしたら、それを許しちゃった。しかもこの判事は信心はしておるのです。信心しておる。そうしておるはもうとにかく売買の判を押したのだからあかん、そう言われてびっくりして私のところに飛んできた。私ちやうど農民組合の事務所におりました。一緒に飛んで行ってみると、一時間前に判を押したところ。それで、私、これはいろいろ事情はあるのです。私、そういう事情はまた口頭弁論になつてからにして、形式的に考えても、知事の判があるのですか、判事はそれを確めたのですかと言いますと、

それは知らない。判がないのですよ。確めても知らない。そういう効力規定があることも知らないのです。だから、こういう一時間前に判を押したんだが困つたこと、こんなことで司法の威信が保てるかというのです。法律専門であなたが飯を食つてゐるわけですか。あなたに實際に私どもが少し耳に目に触れるところを見ても、もうは態度といひますか、これが非常に徹底しておられない。戦前の小作争議が盛んであった頃には、相当これは判事も注意しておりましたよ。しかしどうも最近はそのうちやない。こういう場合、私一つあなたにお聞きしますが、こういうぶざまなことを判事がやりましたも、判事というものは良心に従つてやればいいのだから、ほかからはとやかく非難すべきじゃないのだと、それを破るのは上級の方に行つて破つてしまつたらいいのだと、こういう考え方であつたら、もうよいというのか。あるいは私は、国民のだれもが見て、何だあんなことをされて、こういう感じを受けるようなことをやつた場合には、やはり私はいかに裁判官といへども何らかの処置をすべきものだと思うのです。処置の仕方は、たとえば内部では懲戒とか、あるいは外部からやる場合には弾劾裁判所の判決とか、そういうことはあります。主として何か私行上ぶざまなことがあつたとかいふような場合は、どうも裁判官といふものは独立の権限を持つておるのだと、こういうことにとらわれ過ぎるがゆゑ

に、相当国民から見れば批判されるべき判断をしていても、あまり懲戒とに思ふのですが、私それじゃならぬと思うのですが、そういう点は民事局長、実情とあなたのお考えといふものはどうでしょうか。
○説明員(關根小郷君) 非常にむずかしい問題でございまして、今お話がございましてぶざまなことをやつておる。これは私も実は果して亀田委員がおつしやる通りかどうかわかりません。わからないだけに、そういうことを仮定論として申し上げるのどうかと思ひますが、もし国民全般が考えまして、これは原告も被告も合はせました意味の国民ですね、一方だけだつて、両方から見れば国民全体の指弾を受けることになつて、そういう声はもちろん裁判官といたしましては聞かなくちゃいかぬことだと思ひます。そして反省に反省を加へなくちやいかぬ、その点は当然だと思ひます。それから先ほど申された職務上のことになつて、どうも懲戒もないし、弾劾もないとおつしやつたのですけれども、職務上は正当の段階を越えたものについてはやはり懲戒に付されざるを得ないのではないかと思ひます。でありますから、著しい非行があるような場合には当然懲戒あるいは弾劾の対象になるわけであり。現に懲戒問題になつたことでもございまして、そういう意味でそれには達しないものについては、国民の一般の方々の声を聞かないといふことは、これはいかぬと思ひます。

○龜田得治君 職務上の關係から懲戒になつたのはどの程度今までおありでしょうか。
○説明員(關根小郷君) たとえば、これは非常に簡単に申し上げますと、少年の事件なんかで、少年が悪いことをしたときに、一定の期間懲役に入れるというふうなことはいけません。そのね、長期何年、短期何年という、そこにはゆとりを設けた刑を課さなくちやいかぬのを、それをうっかり成年扱いをしたというふうな場合には、これはかつて懲戒になつたことがございまして。そのほかには懲戒の事例は多くございまして。それから最高裁判所が出発したから、例の誤判問題といふのがございまして、あれは結局懲戒といふことで終つたわけがございまして。
○龜田得治君 そういたしますと、先ほど引用しました布施の事件、これは口頭弁論を一回聞いてすぐこれは取り消してしまつておるわけ。判事が仮処分決定を取り消しておる、そういう取り消しの状態になつておるわけ。だから事実としてはこれは済んでおるから、あなたの方でも十分調べてもらいたいと思ひます。しかし私は福島県の事件が起きたし、福島県は地検はただいまはなほだめんどうくさいことですが、異議の申し立てをして正式の裁判の過程にあるものですから、まだまだ言いたいことがたくさんあるのです。これはちやうど遠慮しておくわけですが、大阪のなんかは仮処分事件としては済んでおる、だから検討してほしいと思ふのであります。判事が当然知るべき第二十条、第三條の効力規定を知らないのです、これは私明らかに職務を怠り、あるいは司法の威信を汚した、こういうことになると思ふのですが、あなたはどうお考えですか。

○説明員(關根小郷君) その農地法の法律を知つたか、知らないかということとは、私具体的事件、判事が果して知つていたかどうか存じませんけれども、法律の適用を、法律があるのに忘れて適用しなかつたという場合には、これは今お話がございましたように、その後異議とか、取り消しの手續がございまして、そうしてそこで訂正されるわけでありまして。最終審になりまして最高裁判所でそれをやりまうと、それを改めるにはまた別に再審とかいふ手續でやらなくちやならぬ、でありますから、最後の段階になりまうとあるいは懲戒といふことになつても存じません。しかし下級裁判所の裁判官についてそういうことがあるといひますと懲戒になるかもしれませんが、私今こゝでちやんと断定はできません。具体的な事案をみまさんと、このことだけでは直ちに懲戒になるかどうかといふことははつきり申し上げられない次第です。
○龜田得治君 これは最高裁判所の方々がそういうゆるい考えを持つておられるとしたら、私これはもう非常に問題だと思ふのです。私も法律家の端くれです。司法権の独立の立場といふものは十分尊重して行きたいと思つておるのです。しかし独立の立場を司法権に与えるといふのは、それは何と云つても、国民がそれに信頼して行けばこれは形だけですよ。裏では否を出して笑つておることになるのですから……だからそれを實質的にも司法権

というものはなかなかきつちりしておるのだというところのためには、農民にとって、あなた第三条の効力規定とか、第二十条の効力規定というものは、これはもう大事な規定なんですからね。これを知らないということになつたら農民は裁判所というものをどう考へるのですか。私はこれはほかのむしろいろいろな手続規定なんかをちよつと誤まつたというふうな事なにかの問題じゃなからうと思ふのです。だからこの問題はもっと最高裁としても反省してほしいと思ふし、そうして国会等でもあまり裁判所のやることについては口を出さぬような傾向がありま

すが、われわれもその気持もわかつて、またその意義も十分あるわけなんです、しかしこういう農民にとつて大事なことについて、本日まで民事局長から私が答へを得たような程度でありまうと、あらゆる意味で私はこれは考え直さなければいかぬと思ふのです。本日に司法権の独立を正しい意味で守るには、しからばどうするのか、これは判事に対するわれわれの成規の法律に基く対処の仕方も必要でしょうし、また先ほど問題になつたような仮処分規定そのものもある程度改正して行くというふうなことも必要になつてくるんじゃないかと思ふのです。だからそこでもう一度最初の質問を私繰り返しますが、こういう実態なんですよ。現在こういう実態ですから、私は農地問題については少くとも審尋くらいはするよ様に、すべきだといふことを最高裁として何らかは下級の裁判所でもわかるよ様に、そういう手を打つ、裁判官の会同を通じてでもよろしいし、それはもう当然だと私

は思ふのですが、これだけ事案が出ておるのですから……、最初のときにはこういう問題に触れないという御答弁でしたが、結論としてどうでしょうか。

○説明員(関根小郷君) この事件の問題についてのお話のように、一方の見方からおっしゃること、反対の側からお聞きすることとまるで違ふことが多いのでありますから、小作人の側だけを聞くところなる、あるいは地主の側だけから聞くところなる、まるで正反対のことが多い、裁判所としてはその中道を行かざるを得ない、でありますから、裁判所のやること、あるいは地主にとつてとんでもないことだといわれることもありまして、小作人からは非常に恨まれる場合もある、しかし裁判所はどつちの味方をするといふことは当然あり得ないことである、今お話のように、相当重要な問題については、これはできるだけの慎重な手続をとるべきことは当然のこと、今、亀田委員がおっしゃつたことがほんとうかどうか私にはわかりません。しかしおっしゃる通りで、かなり問題の大きい事件といつたしますと、そういう問題については、あるいは口頭弁論を開くべきであつたかもしれないと思ふのです。具体的問題とを離れまして、かなりその地方々々の重要な問題については、むしろわれわれとしては口頭弁論を開けたいといふくらいであります。そういうことを指示ではどうして私ではできないと思ひますが、先ほど申し上げましたよ様に、地方々々の裁判官の会合がございまして、その席でわれわれの方から課長が参りますから、そういう席に

なるべく懇談的に御趣旨を伝えたいと思ひます。そういうことによつてお互いに反省すべきことを反省して行きたい、こういうふうな考へておられます。

○亀田得治君 最後に要望しておきますが、ともかく私に今まで申し上げておるのは、実態的な関係はなるべく避けて申し上げて、少くとも法律的な観点だけからみても、判事としてはなほ点ばかりじゃないかという面から特だ手ばかりじゃないう面から特に申し上げておるつもりなんです。そこでやはり事件が終了したならば検討してもらいたい。私どもの目に入つた以上は、これはもう明らかに私どもは懲戒に該当するし、そうしてまた場合によつては、これは著しく職務を怠つてゐるということにも私ならかねないと思ふのです。そうなれば当然これは訴追するべきものなんです。私も裁判官を尊重するけれども、しかしながら、そんなに甘やかしておくと、そういう点を一つよく進行の適當の過程において検討してもらいたいと思ひます。私の質問を終ることにします。

○清澤俊英君 関連でちよつと質問申し上げたいというよりは、むしろ御要望申し上げたいと思ひます。大体亀田君の法律を中心とした質問応答で問題は解決してゐると思ひますが、最近、戦争以来、小作争議等がなくなりましたので、従つて立禁というふうな処置があまり裁判所がとられなくなつた関係かと思ひますが、また最近ほつぽつと方々に立禁がまた現われて来ましたが、これら聞きますと、立禁の申請手続をしますれば、無条件で許される、こういう格好が出ておるのであります。戦前の激しい係争中に起きました立禁もしくは仮執行等に対しては、一応は口頭弁論を開いて、これを許すべきか、許すべからざるかを審議していただく、それからやつた。これはもう一つの長い間の慣例だと思ふのです。ということとは、もうこの立禁を立てますれば、立つたあとで、今の時期に立てますれば、すぐそこへあとに耕作する、努力も投資する、あるいは肥料も入れる、作付もするといふような、なかなか解決しにくい問題がたくさん残つて来る。あるいは収穫期にこれをやりますと、争いの済まぬうちに一晩の夕立で田の方に水がたまつちやつて、カモがみんな食べて、争うべき品物が全部一晩のうちにとつてかへ行つてしまふというふうな事件がひんびんと出ましたり、また不意に出て参ります立禁が元になつて、つい直接行動等が起きたりして、非常に事件が急速に紛糾をしますもので、従つてそういう実情の山積しておりますことは、当然事前に一応立禁申請に對してはどちらがやつた場合でも、口頭弁論を開いて、そうして一応は軽く調べ

て、それから立禁を許す、こういう不文律の私は習慣があつた、こう思ふのです。最近どうも農地が改革せられまう件がなくなりましたために、ほとんどそういう習慣、いい習慣で、従つて今、亀田君が申されますよ様に、至つて不合理な立禁状態が来ておるといふようなことに相なりまうので、一つたたいま局長が言われる通り、何か機会があらましたら、そういうふうな方向に御相談していただくよ様に一つ御努力をお願ひしたい、こう御要望申し上げておきます。

○説明員(関根小郷君) 御趣旨に沿うよにならるべく努力いたします。

○委員(江田三郎君) ちよつと今に閣下は農林省の方にお尋ねします、今、今の民事局長の御答弁の中にも、小作調停法の時代から、小作官と地方の裁判官との合同協議会を開いて来ておると、こういうことでもございまして、農林省関係では小作官の方から、ただいま問題になつてゐるよ様な事件については口頭弁論を開くよ様にといふよ様な御要望でもされたことがございませうか。

○説明員(立川宗保君) 私の承知いたしておきます限りでは、従来特に裁判所の方にさす限りのことを正式に申し上げたことにはないと思ひますが、十分事態を考へまして今後適当に処置いたしたいと思ひます。

○委員(江田三郎君) 私ども戦前の小作争議にいろいろ関係して参りましたが、その当時でも小作官の方からは、そういうことをたえず裁判所に要請もし、連絡もつておやりになつた

と思うのでして、裁判所が立禁等を行なうときでも、一応小作官の意見等も当時は聞いておられたと思うのですが、そういう点は今の管理部長のお話では、戦前の場合よりもずっと農林省としてはもう遠慮なさっておられることなんでしょうか、特別に理由がございませうか。

○説明員(立川宗保君) 戦前の場合より遠慮をしておられるというつもりはさらさらございませぬ。農地法の規定が厳正公平に守られるということについての熱意は、決して時代の変遷に従って変るといふつもりはないのでございませぬ。従来正統に裁判所の方にございませぬことを申し上げたことがないのは、最近非常にシリアスな問題が数多く起つてなかつたというふうなことであったらどうかと思ひますが、いろいろ最近、この前の機会にも申し上げましたように、農地法二十条にかかります問題が頻発をしておりますので、十分慎重に検討いたしまして適当に処置いたしたいと考えております。

○農田得治君 ちよつと管理部長に簡単に聞かしておきますが、農林省、あなたの方から出してもらつた昭和二十七年、二十八年の農地年報、これの三百六十二ページを見ますと、農地調整法違反事件、つまり刑事事件にこの統計はこれ裁判所または検察庁から出してもらつた資料でしょうか。

○説明員(立川宗保君) これは私も行政の組織を通じて取り調べました資料でございませぬ。

○農田得治君 そういたしますと、これは民事局長は管轄外ですが、裁判所等ではまた別個な統計になつておるか

もしれんですね。その点は……。○説明員(關根小彌君) 刑事の関係としては実はちよつと今存じませんが、おそらくかなり詳しい統計をとつておりますから、あるのじゃないかと思ひますが。

○農田得治君 それじゃまた別個にこれは出してもらつたことにして、それから管理部長にお尋ねしますが、二十八年、二十九年の数字等は集約できておりますか。○説明員(立川宗保君) 現在地方庁の方から報告をとつております過程でありまして、一部参つておりますが、全部かような形で集計はできておりませぬ。

○農田得治君 この統計の内容によりますと、たとえば昭和二十三年には違反件数が三千二百五十五となつております。ところがどんでん毎年下つてきて、昭和二十七年には百六十一件と非常な違いなすね。ところが実際の社会の情勢は、やみ小作料が横行し、土地取り上げが反動的な空気を反映して横行をかけておられるわけです。これは管理部長はこの統計をどういふふうにお読みになつておられるか、実際の社会もこの通りと、こういう解釈でしょうか。

○説明員(立川宗保君) これは正規の方式で調査をいたしました結果でありますので、この数字と実際の関係の問題については、簡単にどうだ、こうだといふことが申せませんと思ひますが、私個人の感想を申すことを許していただければ、最近公訴の提起あるいは検察機関で問題になつております件数が非常に減つておりますが、事柄の、違反事実の実態は、必ずしも

かような比率では減つておられるのではなからうかというふうな想像をいたしました。○農田得治君 まあ私も、これはだれが考へて得ようかと思ひますが、そうすると、大体検察庁なり、そういう農地法に関する罰則を取り扱う諸君がどうも農地法を無視しておる、軽く考へておる、そういうことの表われがやはりこういう数字になつてきておるのじゃないか。幾ら検察庁に持つて行つてもだめだといふふうなこと、これはちよつと民事関係においても判事が三条や二十条の効力規定を忘れておつたり、そういうことと私は同じ傾向が刑事関係にも、こういうふうな形でやはり出てきておるのじゃないかと思ひますが、これはあつたため一つ、農地に關する重要な問題点ですから、適当なときに法務省なり、あるいは最高裁の刑事局長、裁判の結果等については最高裁の刑事局長がいいと思ひますが、何か適当に委員長の方で責任者を呼んでもらつて、私も少しこの実態をそういう面からも明らかにしたいと思ひますので、これは要望しておきます。

○委員長(江田三郎君) よろしいです。か……。それじゃあこの問題はどの程度にいたしておきます。それからなお、農田委員からも要望がありまして、それに民事局長もあるいはまた管理部長もお答えになりましたが、一つこういう問題については、社会的な非常にシリアスな問題でございませぬので、今後十分御検討をされてやつていただきたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) それでは次に競馬法の一部改正に關する件を議題にいたします。競馬における勝馬投票券の購入取次ぎに關する不正及び弊害の防止に資するため競馬法を改正することにございまして、五月三十日の委員会の開会前におきまして一応御相談いたしておきました。また、その後各派の理事の方とも連絡をとつて参りましたが、本日改めて議題として御協議を願ひ、何分の決定を願ひたいと思ひます。

なお、御協議に先立ちまして、この問題に關しまして、農林省、警視庁及び警察庁等の見解を聞くことにいたしたいと存じます。最初に農林省の方の御見解をお聞きいたします。○政府委員(原田伝君) ただいま委員長からお話のございました問題につきまして、農林省の所見を申し上げます。競馬の投票券、いわゆる馬券の購入の取次業といふことにつきましては、実情を申し上げますと、かような業務を行うための場所並びに設備等につきまして、現在法的には何らの規定がございませぬために、全く自由にかような營業をいたしておるのでございませぬが、實際には単なる取次ぎでございませぬで、いわゆるのみ行為、競馬法第三十条第三号違反の行為をいたしているものと考えられるのでございませぬ。しかしながら、表面単なる取次ぎという形をとりまして、實際において依頼者からの依頼に應じた馬券の購入というものをしないで、のんでしまつたという形態でございませぬので、その事実を立証することが非常に困難でございまして、そのために、申し上げ

ました競馬法第三十条第三号の違反の取締りの実効がなかなかに上らない、こういう状態になつておる次第でございませぬ。そこで、他の類似の競技につきましまして、自転車競技法なり、小型自動車競走法なり、モーターボート競走法などでは、あるいは法律の一部改正により、あるいは当初からの立法の際にかような取次業者に対します罰則の規定が制定せられておりました。このために申し上げましたような取次業といふものは禁止されておるのでございませぬが、ひとり競馬に關しましては、さうな徹底した罰則規定がございませぬために、かような取次業といふものが繁盛いたしました。特にこの点は場外馬券発売所の設置の少い地方競馬に關しまして、その影響が多く現れておるのでございませぬが、現在のところでは、全国を通じておられるような業者が一千以上上つておるという状態がございまして、申し上げましたようなやり方でもございませぬので、はつきりした計数はつかみにくいのでございませぬが、おそらく一日に一千万円以上の利得を得ておるのではなからうか、かように推定される状態がございまして、これが直ちに競馬施行者の馬券の収入に甚大な影響を与えるばかりでございませぬ。社会公安上からもこれを閉却できなかつた問題になつて参つておるのでございませぬ。

これらの事態にかんがみまして、競馬の健全な發展をはかり、取次業者の不当な利得を押さへるというために、何らかの措置が必要ではないか、かように考へまして、いろいろ研究をいたしておつたのでございませぬが、たまたま昨年の暮れに最高裁判所の判例が出

ました競馬法第三十条第三号の違反の取締りの実効がなかなかに上らない、こういう状態になつておる次第でございませぬ。そこで、他の類似の競技につきましまして、自転車競技法なり、小型自動車競走法なり、モーターボート競走法などでは、あるいは法律の一部改正により、あるいは当初からの立法の際にかような取次業者に対します罰則の規定が制定せられておりました。このために申し上げましたような取次業といふものは禁止されておるのでございませぬが、ひとり競馬に關しましては、さうな徹底した罰則規定がございませぬために、かような取次業といふものが繁盛いたしました。特にこの点は場外馬券発売所の設置の少い地方競馬に關しまして、その影響が多く現れておるのでございませぬが、現在のところでは、全国を通じておられるような業者が一千以上上つておるという状態がございまして、申し上げましたようなやり方でもございませぬので、はつきりした計数はつかみにくいのでございませぬが、おそらく一日に一千万円以上の利得を得ておるのではなからうか、かように推定される状態がございまして、これが直ちに競馬施行者の馬券の収入に甚大な影響を与えるばかりでございませぬ。社会公安上からもこれを閉却できなかつた問題になつて参つておるのでございませぬ。

まして、申し上げました競馬法の三十条第三号の違反の行為というものは、相当広く解釈すべきものであるという趣旨の判例が出ましたので、この判例の線に沿ひまして、徹底した取締り、事実上のみ行為の取締りというものを強化できないかという考えから、法務省その他関係方面と御相談をいたしたのでございますが、この判例の内容は、改正前の自転車競技法のみ行為に關する判例でございますので、すでにその自転車競技法そのものについて、直接取次業者の禁止の規定が置かれた現在、最高裁判所の判例そのものだけにとよつて、取り締りを強化するということにつきましては、いろいろ實際上徹底し得ないといううらみがございますので、やはりこれにつきましては、はつきりした同種競技関係と同様の、しかもひとり競馬のみが残されておる問題を、法的にはつきり規定を置くべきではないか、かようなふうにごえられまして、自來この種の立法措置を取り運びたいと考えて、立法技術の点につきましているいろと研究を進めて参つた、かような状態でございますので、この際かような問題につきまして、ただいま御審議になりますところの改正法案が実現いたしますならば、競馬の健全な発展をはかります上におきまして、非常に効果がありまして、まことに私どもといたしましても、けつこうな御趣旨であると、かように考えておる次第でございます。

○委員長(江田三郎君) 次に最初にお諮りしましたように、参考人として警視庁の防犯部長をお呼びしておりますので、警視庁の方で見られた弊害の實情を御説明願いたいと思ひます。

○参考人(養老鶴雄君) 警視庁の立場から、いわゆる馬券取次所、つまり街頭に店を張りまして馬券の購入の委託を受けるという名目で手数料をとつて、委託を受けるのでありますが、事實は相当のみ行為をしておるのではないかと思はれるように感じまして申し上げたいと思ひます。

現在東京都内にはそうした取次店といふものが、取次所が数百箇所あると思ひます。中には非常に何となく、非常に確かな店のように見せておるものも、中には非常に悪くつたような形で営業しておるものもあるものであります。こうした取次所は昨年の五月ごろまではほとんど見るべきものがなかつたのでございませぬ。数箇所都内にあつた程度ではなかつたかと思ひますが、それが急激に増加して参りまして、ただいま申し上げたように、今日では数百箇所もあるのではないかと、今では数倍の増加しておるのであります。これは二十五年ごろ自転車競技法によりまして車券の取次所が非常にやつたのでございませぬ。これが二十七年の七月に改正を見まして、車券の購入の委託を受けるというところは、そのこと自身が業として行われる場合、ないしは不特定多数の者から利益を得るためにやることはいけなないということになりましたために、一時にこれが終息をいたしましたのであります。その後競馬法には同様の規定がない。ただ勝馬投票類の行為をしてはならないという規定があるのであります。ただ勝馬投票類の行為を禁止する規定が、馬券の購入委託を受けること自身を直接に禁止するよう規定がございませぬことが、だんだん

と、何と言ひますか、法の盲点として、気が付かされて参つたのではないかと、思ひますが、急激にふえて参つたのであります。われわれの考えからしますと、自転車競技法等にそうした規定が特に設けられたということが、かえつて競馬法に同様の規定がないことに対する反対解釈を生じまして、自転車競技法等にはあるにもかかわらず、競馬法には同様の規定がないことは、つまり競馬法についてはそうした行為が許されるのだということになつたのではないかと思ひます。そういう事情からかと思ひますが、非常にふえて参りました。これは何と言ひますか、都会の街頭各所に出て参りまして、正常の生産活動の行われておらず、個所にこれができましては、サラーマン等が簡単にこれに應ずることができ、結果的にはわざわざ競馬場に行きまして、馬券を買ふ場合と同じように、当らなければそのままであります。当らなければ、これを戻す受けるわけでありませぬ。これは、これに應ずるところのお客の方では、何ら自分たちの利益を害されるということはない。そういうことで、非常に盛んになつたかと思ひますが、

そうした町の中で、正常な社会活動が行われる所にこうしたものを持ち込まれておられます。関係上、相当世人の批判を受けたのであります。そこでわれわれの立場として、何とかしてこれを取り締りたいということから、競馬法の勝馬投票類の行為をしてはならないという規定に該当する面が、はしらないかというところを研究いたしました。本年に入りまして、三十数件の取締りを実施いたしましたのであります。その結果を見ますと、これはまだ事件として

しては公判等が終了したしておりましたけれども、ほとんどのみ行為をしておるようでありませぬ。しかし、のみ行為をしておるかどうかということ、立証する段階になりますと、非常に困難を来たすのでございませぬ。一応その取次店でお客の委託を受ける。そうしますと、競馬場に従業員を派遣して参りまして、電話で連絡をする。それからその競走の結果を直ちに受けるようになつておるのであります。一々その連絡の内容等をそばにおつて警察の者が傍受することもできません。また競馬場におきまして、どういふふうな委託を受けた馬券等を買つておるかという状況を詳細にこれは向うに知られないように調べることが非常に困難なものであります。結局こちらから取り締りますと、適当に捨てられたような馬券を拾つておられます。これだけちやんと買つておるのだというのを言われれば、なかなかのみ行為があつたといふことは立証しにくい。中には非常に原始的なものがありまして、近くの旅館や茶屋などの電話を借りておるといふのでございませぬ。その店の

人からあつて聞きまして、どういふ内容の電話の応答をやつたかということ、立証し得る場合もあるものであります。最近検査いたしましたものなどでは、携帯用の超短波機を持つておられて、その店とそれから競馬場に派遣して参ります取次人と、言ひますか、その間に連絡を合はう。こうしたことになりませぬ、非常に捜査上立証に苦勞するわけでありませぬ。こうしたところの弊害といふことを具体的に一々こゝであげることはできないのでございませぬが、われわれ取締りの捜査官の苦

勞、人員を要すること、費用を要すること、非常に時日を要すること等を考えますと、もしこうした規定の改正ができませんならば、おそれなくこれだけの警察の活動というものが、改正によつて一挙に私は解決を見る結果になるのではないかと、このことを思つておるのであります。そういう意味からいたしまして、われわれの今までの捜査の苦勞をいたしましたこと、からいたしまして、ぜひこうした規定の改正を得られませぬならば非常に辛いこと、うらみながら、御質問ありませぬか。

○森崎隆君 この問題は相当以前から私たちは聞いておりましたが、今ごろになつてやつと気がついたような格好で、本省から話があつたということはある意味で今日までこれを捨てておいたといふことにもならぬといひたいわけがございませぬ。それで特に農林省関係では、いづれからこれに手を付けられたか、またもう少し詳しい調査をしておるのかどうか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(原田伝君) お答えを申し上げます。この馬券の取次業の問題は、先ほど申し上げましたように、競馬につきまして罰則規定がございませぬために、それ以前におきましては、むしろ他の競技、たとえば競輪等について、これが非常に盛んに行われておりました。その当時におきましては、競馬につきましてかような現象があまり多くなかつたといふ時代がございまして、それが昭和二十七年の七月一日以来、競輪に關しまして罰則規定がございまして、その方に行くことができなくなつ

たということになりましたから、だんだんと競馬につきましても、かような業態が発生して参る傾向が現われて参ったのでございます。さような状況でございまして、昭和二十八年に入りましてから主としてその被害を受けておりました地方競馬の開催の主体者等からこの問題につきまして何らかの措置をすべきであるという趣旨の陳情もございまして、私どももいたしまして、その事情をいろいろと調べてみますと、これは放っておけないのではなからいかに考へておきますが、当時考へた競馬制度の改訂の大きな問題が持ち上つておりました、競馬につきましていろいろ問題はあるが、この民管移管の根本問題というものを何とか片づけなければならぬというよう御意見も多うございましたので、その根本問題と関連して必要な法制上の改正を行うというふうにしたらどうか、かような考へに立つておいた次第でございます。ところがその民管移管の問題につきまして、いろいろ調査会等におきまして審議をされました結果、結局昨年日本中央競馬会法というものが制定されることになりました、中央競馬について民管の移管が行われたのでございます。その際、地方競馬の問題についてどうするかということにつきましてもいろいろ御議論があつたのでございますが、地方競馬につきましても、さらに研究をした上でその処置を定めるべきであるというお話になりましたので、せめてその際、日本中央競馬会法の法案の付則をもちまして、競馬法を改正いたしましたらどうかという考へてみたのでございます。

が、その日本中央競馬会法の内容との関連が十分でないという考へ方から、ついに法案の内容は日本中央競馬会の組織運営に關して直接必要な規定を設けるということにどうも決まらなうございまして、そのためにその機会におきましても法律改正の措置がとれなかつたということもございまして、その後におきましても、先ほど申し上げましたように、この問題につきましても何と考へて措置をしなければならぬという考へで研究を続けておりましたように、昨年の暮に最高裁におきまして新しい判例が出ましたので、これに基きまして取締りの徹底が期し得るのじゃないかという考へから、この方法につきまして関係方面と協議をいたしましたのでございまして、やはり一応判決の趣旨から見ますれば、相当広範圍にのみ行為の取締りができる。従いましてこの取次業というものに対しても取締りが相当徹底できるのじゃないかというふうに見えたのでございまして、十分研究いたしました結果、やはり立法措置が必要であるという結論に到達いたしました、かような経過になつておりましたのでございまして。

○森崎隆君 これをですね、今の説明を聞いてよくわかるのですが、ある意味ではやはり今までに立法措置をしなければならぬかと思つたのです。と申しますのは、これは自転車競馬法におきましてもモーター・ボートの競馬法におきましても、小型自動車競馬法におきましても、ちゃんと罰則ができておる。この競馬だけについてはこんなところに大きな穴があいたままこれを今まで放置しておいたとい

うところに問題があるのです。それともう一つ、多少根本問題になるかと思つて、こういうような抜け道ができておるのも何と云いますか、場外馬券発売所ですか、これは正規にあるわけですね。これがあるからこういう抜け道ができるのじゃないかという考へをするのですが、この際、根本的に場外馬券発売所というものについて再検討する意思があるかどうか、それをお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(原田伝君) 場外馬券の売り場というものにつきましては、これはいろいろ沿革もございまして、昭和二十三年までは当時の競馬法におきまして、競馬場に入場した者のみに馬券の発売を許すという制度になつておりましたのでございまして、現行の競馬法の法案を国会で御審議いただきました際に、議員修正で、その入場者に対していう字句を削除されました、その結果現行の競馬法では場外馬券の発売もできるようになつた、こういう経過でございまして、もちろんその場合におきましても、場外勝手な所で馬券の発売所を作るといふことは許しておりません。競馬法の施行令で、農林大臣の認可を受けた必要な場合にのみ認められるようにいたしてある次第でございます。で、その修正の際の考へ方といたしまして、主たる理由は、当時の国営及び地方競馬というものの収入の増大はかかるという点にあつたやうでございまして、当時の事情といたしましては、競馬場に出向くというところにつきましても競馬場そのものの場所が不便な所にもありましたり、また交通関係もなかなか不便なところという事情がありましたが、競馬ファンというものが

が時間的な制約その他のために、馬券を買いたいのが現地に行かれないというやうな不便がございまして、そういう点を考へて、ファンに対する一つのサービスというところにもなるのじゃないかという考へがございまして、またこういう場外の馬券売場の公認のものを設けておきますことによりまして、いわゆるのみ屋の厄介になる必要のない、のみ屋のところへ行くよりも、公けに認められた、また馬券が当たった場合の支払い等につきましても全然心配のない公認の場外馬券売場というものを利用することによって、平面的にゆるゆるの屋敷というものが抑えられるのではないかと考へておられます。場外におきましても競馬の馬券の発売が行われるということによりまして、いきおい競馬というものの宣伝にもなり、またその効果もいたしまして、競馬ファンというものもだんだんふえて参る、こういうことも考へられますので、全体といたしましてこの制度はやはり競馬発展のためにの必要なやうな考へを考へまして、必要な個所に馬券の売場を認めたいわけでございます。さような趣旨でございますので、この場外馬券売場の運営問題につきましても、できるだけ堅実なものにいたすやうな考へに指導監督をいたしまして、この制度はやはりこのまま存置することが適當ではないか、かように考へております。

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

只今までの懇談で御審議を願ひました競馬法の一部を改正する法律案の草案が確定いたしましたので、一応読み上げてみます。

競馬法の一部を改正する法律(案)

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号を次のように改める。

一 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

競馬の健全な発展を図るため、勝馬投票券の取次業者に対する罰則を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

と云うように確定いたしましたので、右草案を競馬法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

なお、法律案の字句等の整理、提案理由の説明等につきましては、便宜上委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認めてさう取り計らいます。

なお午後二時から開会いたします。

ういうふうな糸を持つというための規定でございます。大分条文が細かく規定いたしておりますので、おわかりにくいと思っておりますので、条文を読みながら説明させていただきます。

「第九条の二 政府は、第二条の規定により売り渡す生糸として輸出適格生糸（輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるものをいう。以下同じ。）を保有する必要があるときは、農林大臣の指定する者を相手方として、その者が、農林大臣の定める条件に従い買入れ保管する輸出適格生糸のうち、その買入後政令で定める期間を経過してなお保管しているものを「買入れる旨の契約を締結することができる」と申します。第二条の規定により売り渡す生糸」と申しますのは、本法の第二条で、政府は糸値が最高価格になったときは、その申し込みに応じまして最高価格で糸を売るといふ規定が二条にございまして、現在のところでは最高価格は二十三万円、本生糸年度及び来生糸年度については二十三万円でございますが、この二十三万円で売り渡すべき生糸として糸を持つわけでございまして、それは二十三万円になったときに、その糸値一般を抑えるためには、相当多量に持たなければならぬのであります。今度の改正によって特別買入れをいたしますのは、先ほど申し上げましたように輸出に向ける糸でございますので、その持ちます糸をいたしましては、輸出適格生糸を保有するために買うのでございまして、そのカツコの中に書いてございまして、「輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるものをい

う」と申しまして、省令で定めることになっております糸の種類と申しますのは、白蘭糸、黄蘭糸、これが種類でございます。玉糸という糸がございまして、これも種類でございます。そのうちの黄蘭糸と申しますのは、今日ほとんど生産されておりませんので、問題になりません。それで指定いたしましたものは白蘭糸、それから玉糸というようなものが輸出適格生糸として指

定されることになると申します。それからその次の織度と申しますのは、糸の太さでございます。これは大体二十一中、十四中というのが普通の糸でございまして、現在も最低価格に達しましたときに十九万円で購入いたします糸の織度といたしましては、十四中及び二十一中が指定してございまして、輸出に適するものといたしましては、そのほかにいよいよの特太生糸といふようなものがございまして、あるいはそういうものも輸出適格生糸として包含させるかもわかりません。それから品位と申しますのは、今申しましたその同じ二十一中の糸の中でも、いろいろA格、B格、C格、あるいは高級物になりますと6Aから5A、4A、3A、2A、A、B、C、というふうな生糸検査に基きますところの格づけが行われておりますが、この中で高格の糸、つまり輸出に適しますところの糸を指定することになります。従いましてこれは十九万円下値押えのために買入れますところの糸の範囲よりは、ずっとしぼられて、いい糸だけを買う、こういうふうな形になります。それが輸出適格生糸でございます。その輸出適格生糸を保有する必要があるときには、農林大臣の指定す

る者と買入れの契約をいたすわけでございます。その「指定する者」と申しますのは、現在考えておりますのは、主として製糸業者がこの目的のために会社を作りまして、その会社が糸を買って保管するということにいたしたいと思っております。これをかりに保管会社というふうな呼ぶといたしますと、その保管会社が農林大臣の定める条件に従って、保管する生糸を買

う、こういうことでございます。そこでその保管会社が「農林大臣の定める条件に従い」、どういふ条件かと申しますと、その会社は、製糸業者がその糸を持って参りました場合には、一応それを買入れ戻し条件付で買うわけをつけてございまして、その糸は將來いつでもそこへ入れた製糸業者が買戻すことができる、こういう糸でございまして、申しますのは、先ほど局長が申されたように、政府が直接市場から買入れますと、その影響で、たとえば今日糸値が二十万円にいたしてございまして、政府がいきなり市場からかりに千俵なり、二千俵買入るとしますと、たちまちその影響を受けて市価が高騰するということになりますので、一応この会社が買上げますが、その後市価が上ればいつでもこの糸は買入れ戻し条件付で市場に出て行くわけでございますので、この会社を買って保管することによつて、なお市場には悪影響は起りません。そこでそのようにして会社が持つております糸、これをどういふふうな買入れ戻し条件で買へというのを農林大臣が定めておくわけでございます。そういたしましたして会社が六月持つて

おりましたが、その間糸の著しい値上りもなかつたために、その糸はそのま

ま製糸業者から買入れ戻しした場合は、その六月を経過したあかつきに合、その六月を経過したあかつきに買戻してやる、こういう買戻しというところは契約を、その保管を始めるときにおいていたしておくわけでありま

のをおもに参酌いたすわけでございます。その理由といたしましては、政府

が買入れをいたします値段は、最低価格よりも高いところで買戻すわけでございます。最低価格は先ほど申しましたように、十九万円でございますが、十九万円ならば、これは現行法の規定によりまして、幾らでも政府が申し込みに応じて買戻すわけでございますが、実際十九万円まで落ちるといふのは非常に市価が異常に悪いときでございます。本法が始まりましたときでござい

ことがあつても、それによつて輸出が減退するといふおそれのない価格、そういう価格をきめなければならぬわけでございます。これをたとへば現在の市況について見ますと、現在アメリカでは一ポンド当り四ドル五十セントならば買得る、その辺で安定していれば買得、こういう向うのほうの業者の一般的な見解でございますので、その辺でありますれば、たとへば政府がその辺の価格、一ポンド四ドル五十セントと申しますことは、こちらの値段に直しますと大体一億二十万円でございますが、その程度の価格でありますれば、政府がそういう価格で買入れをいたしましたして、その結果附随的な効果として糸値がその辺にまで一時的にせよ上つても、海外に対して迷惑はかけない、輸出の阻害にはならないといふふうに考えられますので、そのような海外が買得る値段であり、かつまたそれよりも安く売ることがむしろ必要がない、必要以上に安い価格になるというふうな点を押えまして、定める。

その定める方法等につきましては政令で規定をいたしておき、こういうふうにいたしたいと思つております。これがその政府の買入れ値段の規定でございます。

それから三項は、政府がこの輸出適格生糸をそういうふうな方法で特別買入れたいし、数量を限定しておる規定でございます。これは今度同時に提出されておりますところの糸価安定特別会計法の改正によりまして、政府が糸の買上げのために使ひ得る金はおおむね六十億円になるわけでございます。六十億円と申しますと、大体三万俵くらいの糸が買えるのでござ

います。これは糸価が非常に値下りいたしましたので、十九万円になったときの下の値押えのために必要な金でありまして、この金を全部使つてこの特別買入れをやるといふことは、本法の根本的な目的にも反します。またそんな多量な糸をこの特別買入れによつて確保しておく必要もございませんので、この特別買入れによつて買入れまじよところの輸出適格生糸の数量を限定しようというのが第三項の規定でございます。朗読させていただきます。

「3 政府は、第一項の契約に基く買入の結果保有する輸出適格生糸の数量(第二項の規定による買入又は第十条の第二項の規定による加工若しくは交換の結果保有している輸出適格生糸がある場合は、その数量を含む。)の合計が生糸の輸出を確保することと認められる一定数量を定めることとなす。かつ、その輸出適格生糸の数量の合計に他の政府保有生糸の数量を加えた総数量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとなす。非常な契約を締結するものとする。非常な契約が長くなつておつておわかりにくいと思ひますので、それを切りまして、そのちよつと四行目のところに「かつ、」という字がございまして、その「かつ、」というところの前までとあとは別の要素を規定いたしておりますので、その「かつ、」までのところを御説明いたしますと、政府がこの第一項の規定によつて、つまり特別買入れによりまして持つ生糸の数量、これはカッコ書の中は後ほど説明いたしますが、この特別買入れによる生糸の数量の合計が、生糸の

輸出を確保するために必要と認められる一定の数量をこえてはならない、この規定をいたしております。そこで、生糸の輸出を確保するために必要と認められる一定数量と申ししますのは、次の四項で、「前項の一定数量は、政令で定める。」と書いてありますが、この数量を政令で定めたいと思ひます。この数量は、先ほど申し上げたように、糸値が二十三万円という最高価格になった、あるいはそれ以上の価格になった、その場合に、この二十三万円、内需も輸出も含めて全部の糸値を二十三万円とめておくためには、非常にたくさん生糸を必要とするので、場合によつては政府はそれだけ多量の生糸を持つていない場合もあり得るわけでございますが、その間、少くとも輸出だけは二十三万円を出せるようにすると思ひます。それはどのくらい持つておればよいかと申しますと、これはなかなかむづかしいのでございまして、従来の経験などにかんがみまして、そういう非常に異常な相場が出るというものは、何らかのこの一時的な異常な状態でございます。従いまして、長続きはするものではない。従いまして、かりに政府が、一カ月くらいの輸出量、あるいは一カ月半くらいの輸出量が適当でありましようが、とにかく一定の長さの間は、たとへば普通の市場から輸出へ出て行く糸がなくなつても、政府で持つておける糸だけが残つて、そのうちには異常な高値状態がおさまるというふうなことを考えまして、そういう点から一定の数量を定めておきたい、こういうふうに思つております。大体今申し上げましたような考え方が

らいたしますと、大体一万俵くらい政府が特別買入れで買って持つておればよいのではないかと、こういうふうに考えられるのでございまして。そこで、かりにそういう一万俵ということとするならば、その分はもう一万俵といふ数量はあらかじめ政令で定めておくわけでございます。そこで、この第三項の「かつ、」までの規定は、政府が特別買入れをやる数量は、政令で定め、あるかりに一万俵をいたします。その一万俵をこえてはならない、こういう規定でございます。その第一行目のカッコの中は、現在のように政府がまだ一俵も糸を持つておらない、今申しましたかりに一万俵をいたしますと、この一万俵までは買えるわけでございますが、将来の事態を想定いたしまして、かりに、政府がこの特別買入れをやります以前に、糸値が下りまして十九万円、つまり下値押えのために政府がある程度の糸を買ひ込んだといたします。そういういたしまして、その政府の一般買入れによる、つまり最低価格による買入れによつて持つた糸の中に、輸入適格生糸、つまり先ほど申しました種類、織度及び品位の輸出に向く糸があつたといひますれば、その分はもう一万俵から差し引いておけ、と申しますことは、それだけ持つておるなら、その分だけは特別買入れで買わなくともいいではないか、かりにそういうふうな糸をもつたときに、政府が三千俵持つておるといふときに、この特別買入れで買ひ得る糸は先ほどの一万俵から三千俵を引いた残りの七千俵ということになるわけでありまして、それがカッ

コの中の第二條の買入れ、それから、又は第十二條の第二項の規定による加工若しくは交換の結果保有している輸出適格品、これは後ほど出て参ります。今度の改正によつて政府が繭を買ふことになるのでございまして、その繭で買ったのを政府が繭のまま持つておるわけには参りませんので、これを加工いたしまして、あるいは交換いたしまして、生糸として持つておるようになります。生糸の中間に輸出適格生糸がある場合には、それもその一万俵の中のワケ内である、そういう糸があれば、この特別買入れのできる数量はさらに減るわけでございます。そういうふうなことにいたしまして、まず一定数量、この特別買入れのできる一定数量を限定いたしております。

それから、その「かつ、」以下でございまして、この「かつ、」以下は、政府の保有する数量が相当多量になりまして、この特別買入れ以外の方法によりまして、たとへば先ほど申しました最低価格維持のために十九万円政府が買った糸、あるいは繭で買った糸にございまして、その生糸に、さらにそれにこの特別買入れの数量を加えまして、必要以上に多量の糸を政府が持つことになる場合、こういう場合には特別買入れはやらぬ、そこで必要以上と申しましたが、必要以上というものはどういふことかと申しますと、糸値が上りまして二十三万円になったときに、政府が自分の糸を持つておれば、その二十三万円という相場を

十三万円という最高価格になったときに、政府が放出をして、その相場を押えることのできるに十分な程度の数量の糸と、この特別買入れはそれをこえてやることはできない、こういう規定でございませぬ。そこでその場合輸出適格生糸をどの程度持つか、特別買入れによつて持つ糸の数量は政令で、先ほど申しましたように、かりに一万俵なら一万俵と定めるわけでございますが、最高価格に達したときには、糸値全体を押えるためには一体どのくらいの数量を持つておればいかいということ、なかなか算定が困難でございます。いろいろ理論的な数字も出し得ないことはございませぬが、必ずしもこういふ糸の値段というものは、そのように理論的に動くものではないと、この数量はまあ政府が相当の数量を持ちましたときに、いろいろな要素を考慮して、あるいは繭糸価格安定審議会等の議を経ましてきめることと相なること、こういうふうな考慮しております。

それから五項でございますが、「第六条の規定は、第二項の場合に準用する。」第六条の規定は、現在最高価格及び最低価格は毎年定めるところになつておりました、その定めるときにはこれを告示する、こういう規定でございませぬ。そこでこの特別買入れの価格、先ほど申しました政府が特別買入れをやります価格をきめましたときには、これを告示しておけという規定でございませぬ。

それからその次の第九条の三の規定と申しますのは、逆に今度は政府が非常にたくさん糸を持つて、必要以上

にたくさん糸が政府にたまつた場合には、これを売ることができるといふ規定でございませぬ。現行の規定では、政府が持っている糸を売ります場合は二つしかございませぬ。一つは第二条の規定によりまして、糸値が最高価格に達したときに、その最高価格で申込に感じて売られるわけでございます。それからもう一つは、現行の十二条の規定にございませぬが、政府の持つておられます糸が、あるいは虫が食つたとか、あるいは品質が低下したとか、あるいは整理売却をいたしたり、あるいは新規の用途のために売ると、この整理売却、または新規用途のために売ると、時価に準拠してやることになつておられますが、そういう二つの場合しか政府は糸を売ることが規定されておりましたので、今度のこの第九条の三は、政府が最高価格を押えるために必要であると考えられる数量以上に政府が糸を持つてしまつたというときには、最高価格でなくとも売り渡してもいい、こういうことを書いておる規定でございませぬ。朗読いたします。「第九条の三

政府は、第二条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換によつて保有する生糸の数量が、前条第三項の農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえるときは、そのこえる部分に相当する数量の生糸を売り渡すことができる。」第二条の規定による買入は、先ほど申しましたところの糸値が最低価格に達したときに、最低価格維持のために買入れる買入れでございませぬ。十二条の二第一項の規定によつて保有する生

糸と申しますのは、繭で買つてこれを糸と交換し、または糸に加工して政府が持つ場合の糸でございませぬが、こゝやつてその二条または十二条の二の規定で政府が持つた生糸の数量が、先ほど申しました最高価格維持のために必要である認められる数量をこえるという場合には、そのこえる数量を売り渡すことができるのでございませぬ。そこでこの売り渡す場合の値段は、これは会計法一般の原則に従ひまして時価で売られるわけでございますが、その時価で売り出しても、それは政府がそういう糸を売り出すということが、また市場の価格を予き下げることになりませぬので、政府がこういう糸を資金繰りの関係で売り出す場合にも、市場価格が相当程度高いときに限つて売ることができるといふふうにしておられます。それが二項の規定でございませぬ。「前項の規定による売渡は、生糸の価格が、政令で定めるところにより、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額以上である場合に限り、することができませぬ。」ここで「繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額」と申しますのは、現在十九万円、二十三万円の最低価格、最高価格を定める基準となつておられますところの、一口で申しますれば、生糸の生産費、コストでございませぬ。従つて市場価格が生糸のコスト以上である場合に限つて、この糸の持ち過ぎた分量を売り渡すことができる。こういうふうになつておるわけでございます。

それから第三項は、「第一項の規定による売渡は、生糸の時価の悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならぬ。」これはかりに市場の価格がその生産費以上でありますれば売つていわけでございますが、かりに政府がこれによつて売り渡す糸の数量が一万俵といたしまして、この一万俵を一時に市場に放出いたしますと、それによつて市場が暴落するというふうなことがありませぬので、売り渡し方法も市場の時価に悪影響を及ぼさない方法で売れと、たとえば一万俵売り出します場合にも、これを何回かに分割して平均売りをして行きますとか、あるいは売る前に相当前に予告をいたしまして売るといふような方法を講ずることが必要なわけでございます。

以上が大體生糸の方の買入れ及び売り渡しに関する規定でございます。○政府委員(堀見友之助君) たいだいまの御説明で大体御納得が行けると思ひますが、現在の市場の在庫、横浜及び神戸の市場の在庫は非常に少うございませぬ。ここ大體昭和二十五年から二十九年の間の五六年間の状態を見ますと、年間のその横浜及び神戸市場に対する総入荷量に対して、二%から五%ぐらいの市場在庫しかございませぬ。戦前昭和七年から十三年の間を見ますと、政府在庫も含めまして一三%から二四%の間にある、こういう状態でございます。で、非常に現在の状態は製糸の方も輸出商の方も、あるいは問屋の方も資金が逼迫してございませぬ。関係からして、換金投げの傾向がございませぬ。市場の在庫も非常に不健全である、こういう関係にございませぬ。この会社が特別買入れのために予備的なこういふ買入れをやり、C C式の買入れ条件で物を持つことによつて、在庫は相当豊富になるとい

うふうな関係からして、生糸の上げ足も下げ足も割合にゆるやかな形をとりまして、おそらく海外市場の要望に沿うことが、間接的にはできるのでないか、こう考へております。なお、この会社は投機的な営業は全然やらないで、ただいま説明いたしましたように非常に機械的な仕事をやりませぬ。それで、売つたり買つたりするわけでは、政令あるいは農林大臣との契約で、それ以外の仕事につきましてはすべて機械的になつております。あと自由な判断をするというのは、買入れ条件付きでもって売り出したところの糸を、個々の製糸業者が途中で買戻しができるという判断の部分であつて、これは個々の製糸業者がやるわけでございます。その間でも、そういう関係からいたしまして、独禁法の規定に触れるような関係はございませぬ。これは公取とも十分打ち合せてございませぬ。

それからただいま御説明しました中にありますところの、特別買入れの価格であるとか、輸出確保のために必要な保有数量であるとか、あるいは上値抑制のため必要な保有数量であるとかいふふうな重要な事項及びその次の条文に出てきますところの最低繭糸、最低の繭糸の価格というふうな重要な事項につきましては、これは当然この法律の繭糸価格安定審議会の議を経るつものでございませぬ。

また、当委員会が長い間御要望のございましたところの玉糸につきましては、この形をもつて大體買入れをやつて行くという考へ方をとつております。で、現在第二条で買いますものは、十四中及び二十一中の生糸のうち

きる。その三つを大体併用しまして、三十億の額を資金として、いいますか、借入金として持てるわけになっておりますので、それを合せてみまして現在六十四億でございますが、その中でも三つと三つというか、補助金を入れると四つを全部調整をして、それでやりくりをするというふうな規定を、これを法文として詳しく書きますと十二条の三のような条文になるわけでございます。

逐条詳細にわたりますは系政課長から御説明申し上げます。

○説明員(大戸元長君) 第十一条から読みながら御説明申し上げます。

「第十一条 政府は、第二条の規定による生糸の買入によつては、繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参酌して農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認める場合において、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、省令で定める手続に従い農林大臣の承認を受け、保管及び売渡につき農林大臣の定める条件を遵守し、繭(くず繭その他省令で定める繭を除く。以下この条において同じ)の保管をしたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その保管に要する経費につき、補助金を交付することができる。」第一項は補助金の買入れの前段の措置として、まず補助金を交付して保管をさせる、それによつてまず繭を第一次的に維持しようというのが一項の規定でございます。最初「第二条の規定による生糸の買入によつては、これこれの

「農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認める場合」と申しますのは、先ほど局長から申しましたように、この法律の建前は、糸の最低価格を維持し、最高価格以上を押えるというのが根本になっておられます。糸を十九万円円で維持すればおのずから繭値もそれに見合うくらいで維持されるであろうという建前が現行法の建前になっております。そこで、しかしながらその建前によつて十九万円円で生糸は維持したが、なお繭がその十九万円未満の価格を割るのである、こういうことを言っているわけでございます。この「生糸の買入によつては、」と申しますのは、現在の規定では「生糸の買入によつて」となっております。これを「と直しましたのは、」よつても」といたしますと、ちよつと読みますと、一度政府がとにかく生糸を買入れして、まず糸価を維持し、しかる後にこの繭価を維持する。だから生糸の買入れを一本人もやらないものはこの繭の規定は動かないと読まれるおそれがあるのでありまして、そういうことに間違つて読まれることを避けますために、「生糸の買入によつては、」というふうな今度規定の仕方にして、やや感じを変えたわけでございます。従いましてこの繭の下値押えは、生糸の買入れが現実に行われなくても、またたとえ今買つて糸価を維持したとしても繭は維持されないのであるというときに、行つたのであります。そこで繭の価格が「その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参酌して農林大臣の定める額」と申します

のは、これはまず現在生糸の生産費の内容をいたしましては、繭の生産費に生糸のすなわち製糸工場における加工費を加えたものが、これが生糸の生産費でございますが、これが糸価の方の最低価格、最高価格の基準になっておりますので、そのうちの繭の生産費というものは毎年計算をして出しておきます。そこでこの繭の生産費の額を基準といたしまして、さらにそれに生糸の最低価格、つまり現在で申しますと十九万円でございますが、これは生糸の生産費の大体八五%を下らない額ということになっております。現在のところ大体その辺でございまして、現在含う繭値を維持しようというわけでございます。そこで「生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参酌して」農林大臣が繭のみにこれを維持価格とでも名づけますれば、そういう繭の維持価格というものを定めるわけでございます。そしてその農林大臣が定めた生糸の最低価格に見合うような繭の価格をさらに下るといふようなおそれがあつて、それを下ることを防止することが糸の買入れだけでは困難であることと認める場合におきまして、次の補助金交付の措置を講ずるわけでございます。その措置は農林大臣があらかじめ指定いたしましたところの農業協同組合連合会、これは大体全国単位のものと考えておりますが、場合によりましては、県単位のものも指定することがあり得ると思ひます。この農協連が農林大臣の乾繭保管の承認を受ける。またこの保管及び売渡について、農林大臣の定める条件を守らなければならぬわけでございます。この

条件と申しますのは、保管をいたしましても、その繭が最低価格、農林大臣の定めるところの繭の維持価格またはそれ以上で販売できる場合には、どんな販売して行けるという条件は、どのわけでございます。しかしながら養蚕家がこれによつて繭値をつり上げるといふふうな操作をやるための保管ではなく、最低価格を維持するための保管でございます。少くともこの補助金を出します保管は、そのような意味の保管でございます。その最低価格で保管中にでも売り得るような状態にあつたときは、売つて行くという条件と申す。そのよつておるわけでございますが、「保管をしたときは、」と、そのときに、政令で定めるところによりまして、補助金を要する経費につき、補助金を交付するの、その経費のうち、いかなるものを補助金として見るかといふようなことを定めるわけでございます。先ほど局長が申しましたように、金利及び保管料、それからその他あるものは繭の検定の費用とかいろいろなものも、あるいは載ることになるかも知れませんが、その点、こういうような費用のどれを補助するかといふような点を政令で定めておくわけでございます。

それから繭といたしまして、「くず繭その他省令で定める繭を除く。」と、こゝろ書いてありますのは、いわゆる普通上繭と呼ばれているつまり普通の機械生糸になり得る繭、これに限つては、保管に補助金を交付する。その繭の保管をした場合に補助金を交付する。そこで今度は第二項は、そういうふうにして保管をした繭をその後糸値が上があれば製糸家は買ひ得るわけでございます。買ひ得る状態になつたときは、製糸家に売つて行ける、あるいは糸値が上らなくても、その繭は政府が金利、倉敷料を補助しているわけでございます。製糸家は最低価格で買ひ得るわけでございますが、大体はこの補助金を交付して保管をさせていただきますと、だんだんと売れて行くはずでございますが、どうしてもそれが売れなかつた場合には、それを政府が買うという規定がその次の二項でございまして、「政府は、前項の規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する繭を同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日まではその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き続きその条件を遵守する場合には、その繭のうち政令で定める期日を經過してなお保管しているものを買ひ入れる旨の契約を締結することができ、非常にこみ入つた書き方になっておりますが、このようにして補助金をもらつて保管をいたしました繭を「同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても」といふのは、今申しました保管中でも売り得るときには、製糸家に売つて行くという条件をつけているのであります。その条件を守つて売るべく努力いたしました。政令で定める期日、これは大体会計年度末、三月末を考へておりますが、そのころまでに売り渡すことができないと、こういうふうな認められま

すときには、政府はその保管をいたした

うにして保管をした繭をその後糸値が上があれば製糸家は買ひ得るわけでございます。買ひ得る状態になつたときは、製糸家に売つて行ける、あるいは糸値が上らなくても、その繭は政府が金利、倉敷料を補助しているわけでございます。製糸家は最低価格で買ひ得るわけでございますが、大体はこの補助金を交付して保管をさせていただきますと、だんだんと売れて行くはずでございますが、どうしてもそれが売れなかつた場合には、それを政府が買うという規定がその次の二項でございまして、「政府は、前項の規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する繭を同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日まではその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き続きその条件を遵守する場合には、その繭のうち政令で定める期日を經過してなお保管しているものを買ひ入れる旨の契約を締結することができ、非常にこみ入つた書き方になっておりますが、このようにして補助金をもらつて保管をいたしました繭を「同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても」といふのは、今申しました保管中でも売り得るときには、製糸家に売つて行くという条件をつけているのであります。その条件を守つて売るべく努力いたしました。政令で定める期日、これは大体会計年度末、三月末を考へておりますが、そのころまでに売り渡すことができないと、こういうふうな認められま

ております農協連を相手といたしまして、そのものがなおずつと引き続き保管をし、しかもその条件を引き続き遵守する場合と申しますのは、政府が買入れの契約をいたします、これはかりに晩秋蚕も出回ります、すつかりその年の繭の総需要量もわかつて、どうもあと残って保管してある繭は、もう売れる見込みがないと思ふときには、買入れ契約をするわけでございしますが、その保管している団体は、政府と契約したからといって、もう安心して売る努力を怠つてはならないのであります。政府と契約いたしましたも、なお売れるときには、売るような努力をしてもらいたいという意味で、「その者が引き続きその条件を遵守する場合」、こういうふうにして書いてあります。そうして、しかし引き続きで遵守しても、なおその繭が政令で定める期日、今考えておりますのは、三月三十一日まで売れないで、その期日を経過してなお保管をいたしておりましますのを買入れられること、この契約をすることができると書いてあります。

繭についてきめた額であります。これを保管いたしましたためには、乾繭として、かわかしました中でのサナギを殺して保管するわけでございしますので、この第一項で、なま繭についてきめた額に、その乾繭にするために要した費用、それを加えて、ここに「要する費用等」と書いてございしますが、この等の中には、たとえば乾繭をいたすためには、袋に入れます繭をいたすためには、袋に入れます繭をいたすための、そういう袋代というふうなものを見るわけでございしますが、そういうものを加算した額、つまり第一項できめますところの、なま繭できめた額に見合う乾繭の価格で政府が買入れられるわけであります。

それで、その繭の価格を、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足せねければならない。これは交換は一般の会計上の原則によりまして、その政府の持つておられます繭の値段、つまり大体の時価でございしますが、その時価と生糸の時価とを取つかえるわけでございします。もちろんその間に生糸の加工費に要する部分を換算して差し引くわけでございしますが、その両方の時価で交換いたすわけでございしますが、びつたりとかりに繭千貫をこれ何俵の糸を持つて来いと言つて取つかえると申しましても、数量的にはびつたりと一致するといふことはなかなかむずかしいのでございまして、かりに一俵と何百匁というふうな数字が出現しても、そういう端数の一俵にならないような糸を政府が持つても、これは保管上も、あるいは売渡すときに困りますので、単位は俵として政府が受け取る。そこで、その場合にできましてその端数の差額は金銭で補足をし、これはこちらで金銭で補足する場合、あるいは向うからと

め役に立たせるといふことになるのでございします。そこで二項で、「前項の規定による売渡及び交換は、繭の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならぬ。ここに、売り渡ししなす場合に、当然繭の値段をくずしてはならないので、そういう方法で売り渡さねばなりません。それから交換の場合には、繭の時価に影響を及ぼすことは非常に少ないとは思いますが、なお念のためにこのように規定いたしておくわけでございします。

その契約してから今度は、糸で全部金を使い果しますと、その繭の契約の履行期が来たときに、政府は債務不履行に陥るわけでございします。そのような場合には、すでに前に契約してある額を差し引いた残りの額だけしか、生糸の買入れには使えない。もし、それ以上に買入が必要がある場合には、これは予算によつて資金の増額を行うか、あるいは糸価安定法の改正によつて借入金金の限度を増大するか、いずれかの予算的または法律的措施をとつてから行うべきである。こういうところから、このような規定が必要になつてきておるわけでございします。

は、これは預金部に預託してございませぬので金利がついております。これは年二回にわたって特別会計に金利が払い込まれて参りますので、その金利が入りまされた場合にはその金利も歳入額に入るわけでございませぬ。あるいは糸を持つておりまして年度の途中においてその糸を二十三万円なりで売り払った場合には、その売払代金が歳入として入って参りますので、そういうような額、それが今先ほど申しましたような契約をいたしますときに、とにかく糸価安定特別会計の中に入れてございまして、「証券の発行及び借入金によるものを除く」とありますのは、これは入金の方の金をダブらないようにこれを除いておるわけでございませぬ。つまり証券発行以外で、つまり元金としてこちらの持つておる金と、及び糸価安定特別会計法第十一条に規定する額と申しませぬが、今度糸価安定特別会計法の改正によりまして政府が借入したは証券を発行することのできる限度でございませぬ。これが三十億と規定されております。そこで歳入済合計額、現在で申しますとその三十四億と、それに証券または借入のできる金の限度三十億、これを足しました六十億というものが一応の政府が買う契約のできる額の全部のワケになるわけでございまして、政府はこの六十四億という額の財布を常にらみながら操作をします。こういうことになるわけでございませぬ。そこでその六十四億という金の中から次のものを控除していくわけにございませぬ。一 当該契約をする時に於ける糸価安定特別会計の

当該年度の支出済出額」これは六十億ございませぬが、その中でもうすで糸を買いました場合には、それだけ金は出ていって参りますから、残った分だけあつた使える金であるということにございませぬ。現在のところは、政府は一俵も糸を買って参りませぬから、今申しましたように六十四億使い得るわけにございませぬが、将来糸を買つたり、あるいは糸を買つて支出をしていきまされた場合には、それがだんだんと減つていくわけにございませぬ。まずその一号ですべてに支出した額は除く。

それから二で「第二条の規定による生糸の買入契約金額」、これはすでに契約をしてしまつておる金、これはいづれ支払わなければならぬ金でありませぬから、まずそれを除き、カッポの中で、「当該契約をする時まで」に支払われた金額を除く。」と書いてございませぬのは、もうすでに支払われたものは第一号の方へ入つておるから、第一号の方ですべてに除いておるから、ここでは買入契約金額としてすべてに金で払つてしまつた分は一号の方に該当しておるから、カッポでそういうふうな除くと規定いたしておる。それから第三号は「第九条の二の規定による生糸の買入契約金額」、これはそのときに特別買入の契約をしておればその金。

その次は四号で、第十一条第一項の規定による補助の契約をしておれば、それをもつてに約束済みの金でありませぬから除いていくというふうにして、すでにあるいは十一号二項の規定による繭の買入の約束のできた金は除いていくというので、すでに支払つた金、もうすでに約束のできておる金を除いた残りの金が常に新たに契約し得る限度である。こういうこととございませぬ。

それからなおその中から除くのは六の「糸価安定特別会計における政令で定める経費の額」こう書いてございませぬが、これは何かと申しますと、糸価安定特別会計は常に一定の経費を、これは糸を買つて持つておるときも、持つていないときでも、一定の額は毎年、毎月要するわけでありませぬ。たとえそれが糸を持つておる場合には、特別会計の保管料というものは毎月払つていかなければならぬ、それからあるいはこれの三十億の元金、三十四億の基金は全部使つてきたら借入をやつて糸を持つておる場合にはその借り入れた金のあるいは証券の利子は毎年払つていかなければならぬ。それから糸価安定特別会計を動かすための事務費も必要でございませぬ。そこでこの六十四億で全部糸を買ひ、繭を買ひ、契約してしまひませぬと、その買つた糸の保管料も払えない状態になりますので、そういうものは一定の金額をきめましてあらかじめこの六十四億から保留しておいて、その分は手をつけな、こういうふうな規定でございませぬ。これら各点ですべて買入契約を行ないますのは、そのときの金六十四億の中からいろいろなすでに契約したもので、あるいは支払済を除いたもので残つた金の範囲内できるといふ規定でございませぬ。

なお付則は「この法律は、公布の日から施行する」ということになつてお

りませぬが、もちろん公布施行されましてもいろいろの政令その他を定めるのに若干の日時が要すると思ひますので、その政令等ができた日から現実に進行することとなるのであります。

二項では、農林省設置法の一部を次のように改正するをいたしまして、今までの農林省設置法では、ただ生糸を政令で買つたり売つたりできることとなつておりましたのを、今度は、生糸または繭を買つたり売つたりすることができ、またはその繭を加工したり、もしくは生糸と交換することができるといふふうな、農林省の設置法の中に必要の改正をいたしたわけにございませぬ。

○委員長(江田三郎君) 御質疑があれ

○森八三三君 今回の改正によりまして繭糸価格安定法に基く十一号の繭に関する具体的な措置が講ぜられたという事は、先刻も局長お話のように、本法制定時に相当強く論議のあつたことが具体化したこととありますので非常にけっこうだと思ひます。それからさらにかねがね当委員会の希望しておりました玉糸の問題が今回の措置によつて入つて参りましたことも、これも国会の意思が法律の上に具現して参つたのでございませぬ、喜ぶべき現象と思つておるわけでございませぬ、そこでお伺いしたいことは、第一にお話の中に、予算はただいまのところでは六十四億、年度しまひになりませぬれば六十八億になることになりませぬと思ひますが、その予算上本法の改正によつて対象となりませぬ範囲が生糸と玉糸と繭と補助金という四つの内容に区別されると思ひます。これは今お話をありませぬ法律にも規定いたしておりませぬ

に、十二条の三によつてあらかじめ御計画が立つておると思ひますと予算の運行がなめらかに参りませぬと思ひますのであります。そこで当局におきましてはそれをおよその心がまえはおありにせよと思つておるわけでございませぬが、今申し上げました予算上四つの区分に分れて処理をするわけにございませぬ。それに対するただいまの情勢における心がまえと言ひませぬが、見込みと申しますか、それはどういふふうになつておるのか、という点が第一点。

第二点は、玉糸の問題は今回の九条の二、すなわち輸出適格生糸という面において解決はいたしましたか、原則の法律二条による解決はできていないのであります。これはおそろく関係外務当局と相当折衝の結果どういふことに落ちついたものであらうかと思ひます。原則の買入に最低価格を制するときに買入の対象に玉糸が登場しておらなかつたというのはどういふ理由に基いておるのか、その点を第二点としてお伺いをいたします。

それから九条の二によりまして、先刻糸政課長のお話では、指定する銘柄はおおむね十銘柄である、その内訳が糸で六銘柄、玉糸で四銘柄というふうに承つたのであります。その具体的な内容はどういふものか、その意味をお伺いしたいと思ひます。現在政府でお考えになつておるそれぞれの具体的な銘柄についてお伺いいたします。

第四点は、九条の二によりまして、九条の二の二項ですか、「前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定める」といふことになっておると思ひますが、この政府の買入価格というものは、抽象的にどう

な付則は「この法律は、公布の日から施行する」ということになつてお

りませぬが、もちろん公布施行されましてもいろいろの政令その他を定めるのに若干の日時が要すると思ひますので、その政令等ができた日から現実に進行することとなるのであります。

二項では、農林省設置法の一部を次のように改正するをいたしまして、今までの農林省設置法では、ただ生糸を政令で買つたり売つたりできることとなつておりましたのを、今度は、生糸または繭を買つたり売つたりすることができ、またはその繭を加工したり、もしくは生糸と交換することができるといふふうな、農林省の設置法の中に必要の改正をいたしたわけにございませぬ。

○委員長(江田三郎君) 御質疑があれ

かをお伺いしたい。

第五は、九条の三によりまして、「必要な数量をこえるときは、この必要数量というの具体的な数量にどういふことをお考えになつてゐるのか、この必要数量のきめ方いかんによつて、業界にいろいろの問題の巻き起つて来る危険があると思われまふので、必要な数量とは具体的にどういふことを考慮されておるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

それから第十一條に参りまして、「農林大臣の指定する農業協同組合連合会」、これは全国を区域とする連合会が原則である、ただし時によつて郡区域の段階における農協連をも指定するというような御説明があつたのであります、それは関係連合会の申請に基づいて、希望に基いて、そういう措置が行われて行くことに解釈してよろしいのか。農林大臣が指定するといふことでありますので、あらかじめ全国区域のものではなくかくのものである、郡区域のものはこういうものである、といった、具体的な指定をされていくのかどうかということをお伺いいたします。

それから同条の中に、補助金の交付に關連いたしまして御説明もありません、**「保管に要する経費」といふことは、金利、保管料、それから検定料等があればそういうものを加えるのである」といふような御説明でありました、現在生産農民はあまねく保管の設備というものは持つてはおりません。といひますと、この法律の改正によつて蘭価の維持をはかりたいと考へましても、保管の設備が十分であり**

ませんとその目的を達するといふわけには参りかねると思ひますが、この法律の改正に伴う實際の効果を具現して参りますために、保管に對する施設といふものは、一体どういふように考慮されておるかどうか。もちろんそういうことについて考慮が払われるといふわけには参りません。といひますと、相当遠隔の倉庫に搬入をしなれば、この保管の對象という姿には持ち来たりしないといふ場合が存在するのがある、相当私に全国に多量にそういうものが存在するであろうと思われまふ。そういう場合に、その搬入する運賃等は補助のうちの対象になるからぬのかということをお伺いしたいと思ひます。

それから最後に十二條の三の六、**「係價安定特別会計における政令で定める経費の額」**これが非常に多くなつて参りますれば、本来の目的に使用せらるる額は、それだけは減少するといふことになるわけでありまふ。先刻御説明の、それそのものは、本法の運営上当然必要と思ひます。ますが、これが大体決定されておきまふと、最初に質問いたしました予算上の四つの品目に振り分けてどう考へるかといふことが出て参りまふので、六に基く経費の額といふものは、現在の姿においてどういふことが想定されておるかといふことを最後に伺ひたいと思ひます。

た方がいいか、それとも総額でくつた方がいいかということが、これが大蔵省と最後まで論点になつたわけでございます。それで個々のものをずつとあげますと、これは非常に乾蘭共同保管なんかをやりました場合の、蘭を一方幾ら買ひ上げたらいいかという踏み方や何かになります、非常にそのときそのときの事情によつて、数量等も相当変りますし、それからまた外国に對する輸出量が多くなるとか、出回る量がふえるとかいふ状態によつて上値押えのための数量も相当變つてくるわけでございますが、そういうものを一つ一つここで定めるよりも、やり方としましては、まあ上値押えに必要とする額を、現在も予算で……、この法律と、係價安定特別会計法が通りまふならば、大体三万俵くらいの見当は買へることになるわけでございます。ので、まあ上値押えに必要な数量を一応見込みまして、そのくらの総ワツクの中でやりくりできればいいじゃないかといふことで、それで数量の総ワツクを大体三万俵見当……、幾らかの余裕はございませぬ。少し余裕の高いものが入つてもかまいませんが……、で六十億の範囲内でやつて行こうといふこととございまして、大体の見込みとしましては、この総ワツクとしては三万俵見当のところ、それから特別買ひ入れのは、先ほど系政課長が申しましたように、これはもちろん蘭系価格安定審議会にかけて、審議していただくつもりでございますが、大体一万俵見当といふふうな考へておるわけでございます。その中で考へて行く。で、もしそれで一つおそれが多く考へられる

のは、乾蘭共同保管をやりました場合に、非常にその景況が悪くて、売れにくいといふのがどかつ入つてくる場合があるために、このワツクでも足りないかなるかもわからない、こう考へられるわけでございますが、それは大体時期を交付して持つておらう。で、買ひ入れるとしまして、大体四月以降といふふうになりますれば、大体十二月くらいにはおおよその見当はつきまするの、もしそれが非常に大量になつて、蘭価維持のための買ひ入れ数量が非常に多くなるといふことになりまふれば、国会の方であらためて資金量なり、あるいは買ひ入れ限度なりといふふうなものをふやして、それでそれによつて、それだけのものに対応することができるようになればいいといふふうな考へられまふので、今のところ一つ一つについてはこまかく分けておりませぬ。この予算の説明のときに、前の買ひ入れ限度として、大体考へましたのは、過去におけるいろいろのデータからして市場からの隔離、七%から八%見当のものを隔離すれば過去いろいろの数字から見ますと、大体蘭価は安定できるのじゃないかといふ数字で、今の出回りの量から申しますれば大体百九十万見当といふことで大蔵省には説明をしたわけでございますけれども、これはやはり市況が悪いときとか、いいときとかによつてその数量も相当變りますと考へられますが、まあ見込みとしましてはそのくらの見当でございます。で、区分けとしての腹ぶみはそういうふうにとつておりますが、それは最後的には非常に系も

売りにくいし、蘭の方も売りにくい、こういう状態が並行してくる可能性がございませぬので、そういう関係からして資金量が足りなくなるといふときにはあらためて国会の御審議を経た上でふやして行く、こういう形をとるわけになつておきますが、差し当りは総ワツクとしまして三万俵見当のものがございませぬれば足りる、こういうふうにおおよその腹ぶみはつけておる、こういう状態でございます。それから玉系につきましては、これは現在輸出量が非常に大きい比重を示しておりまふ。機械生糸に比ばまふと非常に輸出比率が高いといふふうな形からしてこの特別買ひ入れによつて玉系総体に及ぶところの係價安定の効果といふものは、機械生糸の場合には非常に少いわけですが、玉系については圧倒的な比重をもつて係價安定ができる、こう考へられまふので、大体これの特別買ひ入れと、その予備段階としての共同保管といふふうな形によりまして、第二條の規定によるものはやらないで十分最低価格の維持のほうはできる、こういうふうな考へております。この特別買ひ入れの価格の方が大体最低係價で買ひ入れのほうは、先ほど御説明しましたように高めにきまふので、そういう意味からいって特別買ひ入れの方に十銘柄のうち四銘柄入つていくといふふうな形において実効は十分あるかと考へておる次第でございます。なおその特別買ひ入れの銘柄の点について、先ほどちょっと玉系に關連がございませぬので御説明をいたしましたが、現在は十四中及び二十一中という二十四銘柄のうちで十銘柄になつております。普通買ひ入れは

今まだこれは最後の結論を得たわけではないのでございますが、大体的に見当として先ほどちょっと御説明いたしました、今まで技術者の間でいろいろ検討してもらってあります。分はまだこれは最終的な結論ではないし、もちろん専門家の意見も十分尊重して最後的には確定したいと思っておりますが、われわれの方で検討しておりますのは、十四中では三Aと二Aと、この二格、二銘柄くらいいいのじゃないかと思っております。それから二十一中五銘柄でございますが、その中で三Aと二AとAと、この三銘柄くらい、それから特次物としては四十二四四Aくらいというふうに見当をつけたらいいのじゃないか。これらが非常に輸出量全体で占めておる比重も高うございませうし、支配的な品種に考えられます。それから玉系につきましては百十中優等と一等と、百二十五中の優等と一等、この四銘柄、全体としては太系六銘柄、玉系四銘柄、全部で十銘柄くらいの見当でいいのではないかと。これらはもちろんわれわれが専門家の御意見を聞いた上で最終的にはきめて参りたい。必要があれば蘭糸価格安定審議会等で十分意見を承わってきめたい。こう考えておりますが、今おおよそ想定しておりますのは、審議の必要上大体御質問も出るかと思つてわれわれの方で検討した段階ではその程度になっております。

その次は特別買入れ価格の問題でございますが、この価格は輸出生糸確保のための補充買入れをする場合の価格でございますので、十九万円よりはる程度どうしても高値となりませう。その買入れ価格に応じて市場価格が最低価格以上の水準に維持されることに相なると思ひます。従つてその価格は輸出の阻害となり、また海外の生糸需要を減退せしめるような高値であつてはならない、こういう関係からして、買入れ価格は海外の最大の生糸市場であるところの米国市場における生糸の価格とか、関連するところの主要繊維の価格、物価その他の経済事情から適正価格を算定して蘭糸価格安定審議会に諮問して決定する、こういうふうな考へております。価格決定の上には、先ほど申し上げましたように、告示をされまして、特に海外の生糸市場その他経済事情の変化によつて不適正になつた場合には改正するといふ考へでおるわけでございますが、この価格は今年度はこの法律が通りますれば、政令等も作りました上でできるだけ早く今年度のこういう価格を現在蘭糸価格安定審議会できめられましたところの最低価格及び最高価格のほかに決定しなければならぬと思ひます。普通年では大体最低価格、最高価格を決定しますときに審議会であつてこの価格もきめる、こういう形で進んでいければいいのではないかと、こう考へております。現在のところアメリカ市場での状態では、大体向うの相場四ドル五セント見当の値段であれば、まあ海外市場に対して売るのが困難はない、という価格のような状態でございますので、これらも十分勘案してきめるべきであらうかと、こう考へます。また一方この会社自体は非常にもうけも少ないし、損も少ない、というふうな形で、堅実に先ほど申し上げましたような、機械的な仕事をやってもらふように、会社として運営

する建前からも言ひますと、ある程度最低価格というふうなもの、あとかかるころの経費というふうなものも見合ひまして価格をきめるのが適當ではないか、こう考へておる次第でございます。これももちろんこれが通りましたらできるだけ早い機会に蘭糸価格安定審議会にかけまして、市場等の動搖の起らないように、またそれによつてマイナスの効果はもちろぬ出ないでプラスの効果が出るような形できめ、また告示もして不安動搖がないようにいたしたい、こう考へている次第でございます。

それからその次は最高価格を押えるための必要数量でございますが、これもなかなかむずかしい問題でございます。戦後の経験でいろいろ数字を検討して見たわけでありませうが、朝鮮動亂によるブームと、それから一昨年の凍霜害による大凶作と、これにまた生糸課税の問題が重なつたとき、この二回に非常な暴騰を示しております。それも非常に短期間で平靜に復したところから考へまして、政府の保有生糸の量は現在の状態からすると、必ずしも大量を要しない。恐らくその数量は下値支持のために必要数量よりは現在の状態ではある程度少く、大体、特殊な事態が起れば別でございますけれども、足りるのではないかと、下値支持の方が額としては十分なものを取つておかなければならぬのじゃないかと、こう考へております。しかしながら価格騰貴の原因となつたところの原因というものはいろいろなものがございますので、また凶作であるとか、原糸課税の問題とか、あるいは世界的な動亂とかというふうな、そういう過去にあり

ました非常に大きく影響のありました、そういうものが起りますれば、これはまあどのくらい程度になるか、これは今から推定ができません。数量ではございますけれども、この数字につきましては、そういう状態で、そういう異常な経済的にも大きな変動がある場合という場合を十分に予測しなければならぬわけですから、今のところは特別会計としては三万俵見当を予定しておる、こういう状態で、専門家の意見等を聞きましますと、そのくらいのものであればまあそう危険はないのじゃないかということでございます。これはこの法案が通りました直後において、蘭糸価格安定審議会においていろいろの観点からどのくらいの数量が要するということを審議して決定するという予定でおるわけでございます。それから、今の予算としてはそのまゝの数量を一応もくろんで考へておる、こういう状態でございます。

それからあと三項目ほど御質問がございましたが、三政課長からお答へていただきます。

○説明員(大戸元長君) その次の御質問は十一條の「指定する農協連」これは原則といたしましては全国の団体と、こう考へておりますが、場合によりましては県の養蚕あるいは県の農協連というふうな考へております。先ほど郡という御質問であつたかと思われまします、郡は大体考へてはおりませんが、果敢階までは考へられると思ひます。これは原則といたしまして全国的にやりまします方が全国的な統一のある蘭糸維持という面からいと思ひますが、その蚕期によりまして全国的に

は大体指定価格としては維持される。しかし県におきましては、たとえばその県におきましては製糸工場が工場だけで、その製糸工場が工場であるために製糸家の方が非常に強い。その県だけは最低価格を割るおそれがある場合には、その県だけでやるというふうなことも考へられるのではないかと、思ひます。もちろんこの場合指定価格と申しますが、当然その場合には向うから申請を待つてそれを指定するといふふうな形になると思ひます。

それからもう一つの設備の方は局長からお答へいたしますが、保管に要する経費の中で運賃その他はどうするかという御質問でございますが、この保管に要します経費の中に、金利、倉敷はまず大体はつきり入れるわけでありませうが、この場合に、たとえば通常の場合には、なま蘭で売ります場合には、部落または村の集荷所までは農民が持つて参りまして、それから普通のなま蘭取引の通常の形態としては、そこから製糸工場へ持つていく分は製糸家の負担になつております。そこで乾蘭をいたしました場合に、それよりも、その部落からその乾蘭所までいく経費、これが製糸家へ売つた場合でないのでございますから、負担するものがないので、これは搬入費は見なければならぬので、売つたものと均衡がとれないのではないかと、こういうふうな思つておりますが、たとえばそういう場合の補助金についてはどうするかというふうなこまかい点については、現在まだ大蔵省との話し合ひでは大体予備費の中でいろいろ見ようというふうなことになるので、こまかい点までまだ話を

きめておりません。そういうような搬入費というのは、当然それだけの負担部分が農民にかかるわけでございいますから、やはりこれは補助で見ざるべきものではないかと考えております。

それから全体の六十四億の中から引いておきますところの経費の額でございしますが、一番最後の御質問でございしますが、これにつきましては大体何年分を見るかということで非常に大きくなるし、小さくなるわけでもございします。そこで私どもといたしましては、これをあまり大きく見ますという短かい期間を見たい、こういうように思っておりますが、一方大蔵省側としては、非常に短かい期間で見たいと、藪なり生糸なりで一ぱい買い込んだ、そうしてあと保留してあったところの保管料その他の額が少いというすぐ保管料が払えなくなる。そこでまた増額をせねばならぬというような点もあつたので、これははやや長く見てくれという話もございしますが、今のところまだそこははっきりとはきめてございしません。しかしながら大体長くても二年分あるいはもうちょっと短かい方が私どもとしてはいいのではないかと、こういうふうで考えております。なおその費用として見ます中には、生糸の保管料、それから支払い金利、それから事務処理費というものでございしますが、これは一年ないし二年分くらいを見ておきまして、その時期が経過してもう保管料も払えなくなるというような事態が起りますれば、当然それは資金を増額いたしますとか、何とか根本的な方法を

を考えなければならぬのじゃないかと、こういうふうな思っております。

○政府委員(塩見友之助君) 保管設備の問題の御質問がございましたが、非常に専門的な部分で、私どもも非常にその点を考えたわけでございます。これはやはり一般の営業倉庫あるいは乾藪協同組合の倉庫等がございしますが、それだけではやはり偏在しておりますので、大体製糸工場も倉庫も借りるということも考えなければなりません。その関係からして農民団体の方からその意見が出ましたが、大体農民団体の方と製糸協会の方と大体話がつきまして、こういうふうな最低藪価の保証のための仕事をやる場合には、これは単に藪蚕農民だけでなくて、製糸の方もそれによって操業率も増産ができて上るといふ、こういうふうな関係からコストの低下もはかれるというふうな合理化もできますし、また金利、倉敷全額を政府の方で補助する、これは大蔵省と話し合ひがございしておりますので、そういうふうな形であるならば、自分たちにも相当やりい面が金融その他でござい、こういう関係からして両者の意見が合致してございまして、倉庫はいつでもお貸ししましょう、こういうふうな大体内約ができてございまして、公用徴収とか、法律的にございしやればそういうことになるかもしませんが、その必要はないかと考えておりますし、またその倉庫の設備とか乾燥方法とかにつきましても、過去の経験等から考えますと、いろいろ問題がございしますので、殊にこれは最後に買います政府だけではなくて、農民団体も関係が深いし、またこれに融資をいたします金融機関も非常に関心を

示しておりますので、本法が通りますればやはり優秀な倉庫というものを、金融機関の指定倉庫あるいは農協連とか協同の指定倉庫、そういう形でしっかりとしたものを入れていくという関係で、前もって話し合ひをつけるという形で進めていけばいいんじゃないか、それで運用は大体つく。これは、この法案を作りながら民間の方とも話し合ってきたわけでありまして、大体うまくいくと、こう見ております。

それから最後の経費でございしますが、現在の状態では収入の金利は大体二億見当でございまして、事務人件費等は大体六千万見当でございまして、その差額だけがたまっていくわけでございます。事務処理費は一年で見ますと三千万円、二年分見て六千万円、こういう経費でございしますので、六十四億、このままで糸を持たずにいけばまだふえますが、その経費はそう多額なものではなくて、やはりその金利、保管料等が大きいと思つて、金利の方も三十億で、自分の基金でやっている間はその利子と見合つて利子が入らないという形になるだけでございしますので、大体今のところはやつていける、こう考えております。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始めます。清澤俊英君 ちよつと関連してお伺いしますが、まあこれから藪の値が下るといふことを非常に心配していられるようございします。それからいま一つは、大蔵政府では輸出適格価格というのですか、輸出に対する安定価格と

いうのですか、これくらいのもの維持をしておつたらよろしいという腹がまえの価格ですね、それは大体どれくらい見ておられますか。御説明をずっと聞いておきますと、本年の場合とを比較して言いますと、昨年から今年にかけては大体二十万円台を輸出価格は持っておりますと資料では拝見しておりますが、この場合、かりに二十万円台の糸を最高価格を抑えるために輸出適格価格としてある数量を買い上げるとか、こういうことになりますれば、結局二十万円が土台になつて、そこまで買います。市場から糸をさらうのですから、政府が現在に二十万円といふ考え方なら二十万円でもいいんだが、二十万円で売る、そういう考え方のところに、今なら買わなければならぬ、この法律からいけば買っておかなければならぬ、ある数量を、現在維持しているものを買えば上るのだ、これはおかしいものができる、こういうことになりまして、大蔵政府の考えておる輸出適格価格は幾らなんですか。

○政府委員(塩見友之助君) 藪値は今下るとかどうとかいうことではなくて、今までは非常に生産量をフルに輸出しておりましたので、非常に売手市場で強かつたわけですが、全体の情勢から見ますと、増産の方もある程度下降されつとありますし、全体の経済状態、糸価の状態等から見まして、今までの形よりも、数年後、今年とか来年とかという形ではございせんが、藪の価格という問題については今から十分な手を打っておかなければならぬ、こういう見解でございまして、今年藪

が落ちるとはもろろん考えておりませんが、それから輸出価格の問題でございしますが、一時新聞等に誤った報道もございましたが、あれは農林省の見解ではございせんので、別にこれでもって十九万と二十三万の最低、最高の価格のほかに中間の輸出価格というふうなものを設定する考えはございせん。これによって十九万円と二十三万円の価格を、それをがっちり守るといふ手だてを作ろうと、こういう考え方を作るといふ考え方は、今のところは持っておらないわけでございます。ただこれによって政府は最高価格の糸は買入れやすくなるということと、また玉糸等についてはあわせて最低価格まで、底値の方までも間接に維持されるという形がとられるということと、この保管をする会社等におきまして、相当の死蔵在庫を持ちますので、それであれば先ほど申しましたように、ここ五年間で二%から五%くらいしか横神在庫が年間出回り量に対してないと、こういうわずかな量で、ちよつと買手が出ればすぐ上る、それから製糸の方から、ちよつと悪ければすぐ投げ売りする、こういう形で変動は非常に早いので、すけれども、それが幾らか在庫がふえることによつてゆるやかに上り下りをしてございします。全体としまして二十万円から二十三万円くらいの見当のところ、三カ月くらいのところは動いていく。またアメリカの購買力が出るとか、景気がよくなれば二十二万から二十三万のところを教カ月、こういう形で、期間々々を区切りますれば割合か

たく動きませんが、年間を通じて、全体としての価格としては、やはり十九万円から二十三万円と、この間をかく守るという考え方でございまして、その間に政府が実際的に中間価格を設定するという考え方は持つておられないのであります。

○清澤俊英君 さつきあなた方が説明せられたのでは、大体はアメリカにおけるところの買入れ糸の値段が四ドル五十セント、それは大体二十万円だと、こうおっしゃるのでしよう。これあたりならば大体輸出は妥当の線にくだらう。ところが、内地の糸はやっぱりそれくらいのもので現存はやっぱり、相場がですね、ここ一年くらい、それを買うというのでしよう。そうすると上る、こういうことなんでしょう。あなたが微妙な資金難と言うから、微妙なことで糸の値段が上る、こうおっしゃるのでしよう。それはこちらもおっしゃらないかと思ひますから、そういうときに買うとしたら上るのじゃないか。そうすると二十三万円引き上げる形になるが、一体どのくらいに考えておられるのか、こういうことなのです。

○政府委員(塩見友之助君) この糸は最後のにはあれです、政府が数量が超過しない限りは二十三万円でないで売れないわけですから、輸出適格糸として買いますところの数量は大体一万俵、先ほど申し上げましたように、数量としては限られておりますもので、それほど市場に直接的な影響はこないことと、それから、その買入れにつきましても、こういう保管会社というものができまして、それで半年なら半年間、金利、倉敷をかけた持つとい

うような関係からして、その経費もかかるわけでございますので、二十万円で買うからと言って、製糸会社自体は、その十九万円で売れる分が、この分だけ二十万円で売れたというわけではなくして、それは半年間の金利、倉敷をかけたものを二十万円見当で売れる、こういうような形になるわけですね。数字の方は、まあもちろん繭糸価格安定審議会にかけてきめるわけですが、そういう見当のものでございまして、そういう途中で買戻し条件がついておきますから、そう長くかからぬうちに製糸会社の方で途中で引き出して、いい値ごろを見れば売っていくわけでありまして、そういう関係からして政府は二十万円で買って、売るのは二十三万円でなければ売れないという関係から、二十三万円まで上ってしまうというような結果にはならないと、こう考えます。

○清澤俊英君 それは二十三万円まではいかんかもしれないけれども、現在の目的の価格ができていますから、ここで買ったら上りやしないか、こういうのです。むしろ糸の値段を上げるだけの話、だから買う時期がなかなかなくて、そういう調整する時期がなかなか見つからないのじゃないかというのです。今二十万円が妥当な向うの買値です。向うの市場から見ると、そのくらいが妥当な線だと、こうおっしゃるので、現在これだったら買う時期がないでしよう。

○政府委員(塩見友之助君) おっしゃるところは、われわれも一番苦心をした点でございまして、この制度をとったからといって、上値押えのものが確実に買えるというところはおっしゃる通

りに申せません。ただ今までもよりも買値が上るわけでございますから、糸値がういうふうになりますから、糸値が保管したために上れば、保管したやつが出ていきまして、従いまして、最後まで残った政府が買上げる値の状態がどうなるかと言いますと、そのように糸値が上らなかつたときだけ政府へ持つていく、従いましてお説のように政府が必ず買えるとは限らんじやないかとおっしゃるが、まことにその通りで、保管をいたしておきましても、その結果糸値が上りますれば政府へ入らずと横ばい、または加工いたしまして、従って政府に入るといことは、確実ではございせんが、しかし、十九万円買入れなら十九万円まで下らないまでは政府へ入ってくるチャンスがない。そこで今よりは政府へ入っていく、買うチャンスをおやすというのが、このねらいで、しかも政府が買うことによつて糸値が上ることを避けよう、こういうのが、こういう保管という回りくどいやり方をやつた理由なんでありませう。

○説明員(大元元長君) 私の、先ほど逐条説明のときに、まだ十分御納得を得ていないのじゃないかと思ひますが、かりに政府が今千俵買おうというので、千俵を市場から買いますれば、おっしゃる通り買ったとたんに上るわけでございます。そこで、そういう政府が買ったために、糸が上ることを避けるために、前に一べんプールを作りまして、そこで保管会社が一応持たせるわけです。そこで保管会社が持った結果上りますれば、そこへ入れたやつは買戻しをして売りますから、その

上りがとまるわけでございます。そのういうふうになりますから、糸値が保管したために上れば、保管したやつが出ていきまして、従いまして、最後まで残った政府が買上げる値の状態がどうなるかと言いますと、そのように糸値が上らなかつたときだけ政府へ持つていく、従いましてお説のように政府が必ず買えるとは限らんじやないかとおっしゃるが、まことにその通りで、保管をいたしておきましても、その結果糸値が上りますれば政府へ入らずと横ばい、または加工いたしまして、従って政府に入るといことは、確実ではございせんが、しかし、十九万円買入れなら十九万円まで下らないまでは政府へ入ってくるチャンスがない。そこで今よりは政府へ入っていく、買うチャンスをおやすというのが、このねらいで、しかも政府が買うことによつて糸値が上ることを避けよう、こういうのが、こういう保管という回りくどいやり方をやつた理由なんでありませう。

○清澤俊英君 結局は糸があまりどさ上りしないために、保管利子をつけて系統会社に一応の保管をさせて、安定性を持たせる、こういう結論になります。すね。

○龜田得治君 ちょっと、もう終るのですね、資料の要求を正式にお願いしておきたいと思うのですが、繭のことは、三、四、五、六、七、八、九、十年の統計調査部における米の生産費調査。それから第二は農地法第三條の自作地の所有権の有償移転に関する統計、これは全国一括でけつこう

です。すから、なるべく昭和二十二、三年ごろまでさかのぼつて最近まで。それから第三には農地法二十條の耕作目的のための土地の引き揚げの統計、これも同じく全国一括で、できるだけ昭和二十二、三年ごろから以降のものをとつてほしい。それから、これは午前中委員長に非公式に申し上げたのですが、第四番目には、農地法の刑事罰違反事件の統計、これも全国一括で、さかのぼつて、これは法務省にお願いしておきます。

○委員長(江田三郎君) 承知いたしました。それでは本日はこれで散会いたします。午後四時三十九分散会

です。すから、なるべく昭和二十二、三年ごろまでさかのぼつて最近まで。それから第三には農地法二十條の耕作目的のための土地の引き揚げの統計、これも同じく全国一括で、できるだけ昭和二十二、三年ごろから以降のものをとつてほしい。それから、これは午前中委員長に非公式に申し上げたのですが、第四番目には、農地法の刑事罰違反事件の統計、これも全国一括で、さかのぼつて、これは法務省にお願いしておきます。

昭和三十年六月七日印刷

昭和三十年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局